

(第一類 第七号)

衆議院 第十回 国会 文部委員会

議録 第十号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡延右エ門君 理事佐藤君  
理事若林 義孝君 理事小林 信一君  
柏原 義則君 甲木 保君

東井 三代次君

圓谷 光衛君

篠森 順造君

渡部 義通君

平島 受田 新吉君

飛島 繁君

良一君

鉢男君

出席委員

文部政務次官 水谷 昇君

文部事務官 管理課長 相良 惟一君

文部官房宗務課長 篠原 義雄君

文部事務官 初等中等教育局 辻田 力君

文部事務官 宮川 孝夫君

文部事務官 品課長 稲田 清助君

文部事務官 専門員 横田重左衛門君

文部事務官 専門員 石井 昌君

委員外の出席者 文部事務官 管理局教育施設部 教育用品課長

文部事務官 大学学術局 長

文部事務官 専門員 坂本泰良君

文部事務官 専門員 石井 昌君

三月十五日 委員坂本泰良君就任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日 教育職員免許法の一部を改正する法律案 内閣提出第一〇七号(予)

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)の審査を本委員会に付託された。  
本日の会議に付した事件  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)  
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇七号)(予)  
教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

○若林委員長代理 これより会議を開きます。  
国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、残余の質疑を許します。  
本案に対する質疑は、昨日申し上げました通り時間を制限いたしたいと存じます。御異議なければ、一人十分以内にとどめていただきたいと存じます。明願います。やはり問題になるのは、定をつくるについて、非常に心配され

ておられる方が多いのですが、昨年旧制高等学校が廃止になつた際の法律は、どんなふうにつくられたか、まずそれをお伺いしたいと思います。  
○稻田政府委員 昨年高等学校が廃止せられました場合におきましては、今回のような附則はつけなかつたのであります。と申しますのは、その際廃止せられました高等学校は、今回この三条で廃止いたしまする学校の数から比べまして、はるかに少い数でございまして、なおまた高等学校の職員は、大体において大学教授たる適格者が多かつたというような点もございまして、また人事の処置といたしまして、なあまた高等学校の職員は、かたわら専門学校あるいは師範学校、青年師範学校が、なお残つておりますので、そちらに転換いたす道もございましたので、事務上こうした附則をつけないで処置ができる、こういう見通しのものに、昨年はつけなかつたのであります。

○小林(信)委員 そうすると、性質からいえば同じ性質のものであつた。こうして新しく特につけるといふような場合には、何か事情があるからつける場合には、何か事情があるからつけるのであります。

○稻田政府委員 事情と申しますのが、この法律的理由でございまして、御承知のように、国家公務員法第七十八条第四号の規定によりまして、いろいろ國家機関が廃止せられると、定員の減少の場合におきましては、本人をその意に反して免官し得るといふことがあります。やはり問題になるのは、

といふ規定があるわけであります。国

家機関が廃止になる場合にも、廃止に

いろ／＼なり方があります。同じ性

質のものが同時にできる場合もあり、異なる性質のものが同時にできる場

合もあり、あるいはまた廃止しづばならない場合もある。国家公務員法といたしましては、一々そうした場合を予測できませんので、そうした場合の

処置は、それ／＼の官庁の設置法の制定のときに譲つておるわけであります。従いまして、たとえば商工業省が通

商産業省になるような場合には、職員が継続するような規定も置きます。

○小林(信)委員 ただいま国家公務員法の問題が出了のですが、大学等の問題を考へますと、大学に限らずです

が、やはり特例法等の関係も考慮しなければならぬと思いますが、その点

は法的に何らさしつかえないのであります。むしやないかといふ見込みを持つてお

つたわけであります。

○小林(信)委員 もしこの附則がない

といふ場合は、その意に反する罷免でござります。この場合におきましても、これだけ多数の学校が廃止せら

れ、別に性質の違ち学校が拡充せられて、という時期でございますので、廢止せられる学校の職員の処置を法的に

明瞭かにすると、このことが必要であると思ひます。もしこの附則が設けられないといたしますれば、そこに法的不備が論ぜられるすぎが生ずる、

これらないといふことは、罷免の事由と明瞭かにすると、このことが必要である

といふふうに私どもは考へます。

○稻田政府委員 もしこの附則がない

といふ場合は、こうした学校が廃止せられたから、あなたは職を離れない

ればならぬという事由を本人に示すわけあります。形式的には、そうした

場合は特例法五条の事前審査を請求することはできるのであります。なお

また、国家公務員法によります事後

審査も受け得るのでござりまするけれども、かりに審査した場合に、何を

審査するかという問題であります。つまり審査いたしますする事実といふことしか争えない。またかりに本人

は、何月何日に学校がなくなつたといふことしか争えない。

（四一五）

の申立があつたとしても、なくなつた学校にもどすわけには行かない。結局事前審査も事後審査もやりましたところで、実益がない。実益がないのに、そうした手続に移り得るようになって、この附則二項をつけまして、それによつて当然免官になるのだということにいたしますれば、そうした手続もなく、学校の廃止に伴つて職を失うと、いう処置ができる、こういう趣旨でござります。

○小林(信)委員 そこで問題は、ここで職を失うような人たちの実際の問題を考えて来るわけなんですが、大学の定員は、各種類によらずに、大学全体で定員を定めておると思いますが、その点はいかがですか。

○稻田政府委員 大学全体におきましては、明年度において総計六万二千六百人でございまして、本年度より五百八十一人の増と相なつております。しかしながら、その内容、つまり質の問題がございます。全体の定員についていえば、むしろ増であります。専門学校程度の職員が、そのまま大学程度の職員になり得ないことは、明らかであります。教養の処置いたしましては、大学に移行すべき人の審査についていりまするので、自然新制大学に移行できない先生方が生じて参るわけであります。大学に移行すべき人の審査については、大学設置審議会において慎重に審査し、大学管理機関において、大学の良識において審査をいたしておるわけでございます。

法を講じたいと考えておられます。今関係廳と折衝いたしておりますが、成り立てる見込みは持つておる次第であります。

○小林(信)委員 私は、その定員の問題から、こういうことをお伺いしたかったのです。各省等におきましては、官制の改革があつたような場合、部局が改廃せられるようなことがありますから、これは省全体の問題でありますから、その内部においていろいろ配慮して、特にこの二項のようなものをつけ加えるということは、おそらくないと思いますが、大学であるからこういうふうなことが特に行われるといふのは、ただいまもお話をあつたように、免許法というふうなものがあつて、必ずしも他に流用することができないと、いうような特別な事情があるためには、設けるのかもしれません、そういう点、他の省なんかの機構の改廃とこれを考えますと、何か矛盾するようなものを感じます。事情はよくわかりますけれども、法的に何か矛盾があるような気がしますが……。

○稻田政府委員 省の改廃の場合等におきましては、すべてこうした規定を置くことが、常例であるように忍み考えます。商工省が通産省にかわり、あるいは郵電省がわかれ電気通信省と、もう一つは郵政省にかわりました場合、通信省の何局は郵政省に入ります。局は電気通信省に入るというふうに明示いたすのが、常例であります。すべてこうした官庁の改廃の場合には、

○小林(信)委員 もちろん、省が二つにわかれるとか、ある一つの省がなくなるという場合には、当然のことだと思いますが、その省の中の部局の改廃といふような場合と、これが同じよう考へられるから、私は質問したのです。そういう場合にも、やはり二項と同じような法的措置があるかどうか、こういふわけです。

○稻田政府委員 各省設置法におきまして、部局の定員は別に法律に現われないのが常例でござりまするが、国立学校につきましても、学校全体の總計が法律に出でておるわけであります。法律の面といたしましては、内部部局の改廃による定員の異動といふものは現われて参りません。従つて問題は、先ほどお話をよろしく事の性質によつて考へるべきだと思つております。もしこれが同種の学校が廃止になり、同時に設立するのであれば、移行する旨を規定すべきである。異種の学校が廃止になり、設立する場合におきましては、移行せざる旨を明記すべき性質のものだと考えております。

○小林(信)委員 先ほどお話をあつたのですが、大体これによつて身分を失うものが当然出でるのであるけれども、その点はいろいろな配慮をしておるといふふうにお伺いしたのですが、これによつて身分を失わなければならぬ該当者は何人であつて、そしてそのうち救い得られる人は何人であると思ひます。

くで、むしろ三条の学校廢止をいた原  
因で、そういうことが起つて来るとい  
うことでござります。大体本年度専門  
学校として残つておりますものは、  
おおよそ定員として四十六百名ばかり  
であります。が、実人員としては三千五  
百名くらいだつたと思ひます。それが  
すでにこうした学校の廢止を見込みま  
して、年度初めから、各大学でいろいろ  
の処置を講ぜられておりますし、しか  
もまだ学年進行中でありますために、  
最後の決定を文部省としてはつかんで  
いないのでありますけれども、いろいろ  
の大学に配置がえをするとか、他に轉  
換せられる方を除きまして、附則二項  
のような形式をとります方として私ど  
もの見込みといたしましては、三十名  
出ないではないかと思つております。  
これらの方々についても、今大学当局  
においていろいろ御配慮中であります  
ので、今月の終りまでには、また相当  
数が片づくのではないかと思つております。

○小林(信)委員 当然そういう処置がなさるべあだと思うのであります。さらに私たちの考え方としましては、特別の退職金をもらつたとしても、生活的には非常に不安なのです。やはり新たに職を求めなければならぬと思うのですが、そういう点からしまして、一年くらい休職の期間を与えて、就職する期間を考慮する、その上退職手当を十分にやる。これは数からお聞きしてもわざかなんですかから、そういう処置をされたら、一般の方たちが心配しておるようなことが、なくなるのじやないかと思うのですが、その点どうですか。

他の官庁に勤められる方とか、あるいは教員以外の公務員といふものは、教員とは職務的の性格が違うといふ点を考えておるわけなんですね。と申しますのは、免許法というようなものがありますして、非常に範囲が狭められておる。そういう点からして、たとい三年前にそろいの情勢がわかつておつたとしても、いまさらどうすることもできないような状態に追い込まれるのじやないかと思うのです。そういう点もやはり休職という制度もあるのですから、考慮をしたら、今後官制の改廃といふようなことで、心配を先生方に与えないと思うのですが、いかがですか。

ういう制度は、私たちが考へて働く青年諸君、こういう人たちのために非常に有意義なことだと思うのです。文部省としては、こういう制度は今後もつと拡張して行く御意図であるかどうか、なおそれに対して文部省の特に考えておられるような点をこの際承つておきたい。

○稻田政府委員 お言葉のごとく、教育の機会均等ということを大学の制度において考えます場合に、どうしてもこうした夜間課程といふものが必要であると存じます。また晩間の設備なりその他を、夜間の課程に利用いたしますことは、国家経済から見まして非常に有意義だと考えまするの

に、文部省が除隊をして行くというようなことが、われくにはうかがわれるのですが、そういうことをしておつたのでは、やはり教育の機会均等とか、そういう今の御意思のよう、青年諸君の便宜をはかるというようなことは事実行われないのです。その点今の方針として、地方に盡力するような資力があれば、これに文部省が応じて行くような態度とか、あるいは全国的に均等に分散して行くような計画をもつて着々進行されておるのか、そういう点をお伺いしたいのです。できるならば、来年度あたりは、またこういうふうに拡大して行く予定であるということふうなところがありましたらお伺いしこることで。

じることなく、この点は、私たるものでは、非常に期待の大きいものでありますから、文部省としては、ぜひともこれを普遍的に実現していただきたいと、いうことを希望いたします。

それから学部のいろいろな改廃があるのであります。こういうふうに決定されるのは、その大学の意向が主になるのか、あるいは文部省あるいは審議会の意向というふうなものが主にならぬのか、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

○稻田政府委員 もとより大学当局の意向といふものは、非常に重要な要素として考慮いたさなければならぬと思います。同時に、地方の要望でございます。こちらの通り、かなりの原県立大

他の官庁に勤められる方とか、あるいは教員以外の公務員といふものは、教員とは職務的の性格が違うという点を考えておるわけなんです。と申しますのは、免許法といふようなものがありますて、非常に範囲が狭められておる。そういう点からして、たとい三年前にそういう情勢がわかつておつたとしても、いまさらどうすることもできないような状態に追い込まれるのじやないかと思うのです。そういう点をやはり休職といふ制度もあるのですから、考慮をしたら、今後官制の改廃といふようなことで、心配を先生方に与えないとと思うのですが、いかがですか。

○稻田政府委員 六万人に余る教育職員の転換問題を、三年間にわたつていろいろ大学当局も考慮せられまして、先ほど申し上げましたように、いよいよここに残りますものは三十何人といふような状況でござりますので、考えられる方法といふものは盡されたものと考えております。あるいはここに一年なり半年猶余を置きましたが、今まで三年間かかつて努力いたしました処置に比べて、どれほどいい方法が見つかることは、疑問であります。その辺については、従来の大学当局のいろいろな態度といふようなものに、私どもいたしましては信頼いたしまして、おこの際やむを得ず退職せられる方にについては、せめて待遇をよくする、あるいはまた何らかいろいろ御相談に応ずるという方法しかとれないのじやないかと思つております。

○小林(信)委員 それから別の問題をお聞きいたしますが、短期の夜間部が設置されることにあらまるのですが、こ

省教育の機会均等ということを大学の制度において考えます場合に、どうしてもこうした夜間課程といふものが必要であると存じます。また晝間の設備なりの他を、夜間の課程に利用いたしまることは、国家経済から見ましても、非常に有意義だと考えますので、文部省といたしましても、今後財政その他の事情の許す限り、こうした夜間の短期大学の課程といふものを、各大学にだんく広く及ぼして参りたいと存するのであります。

それからいま一点は、わが国の技術教育の振興といふような点から考えまして、四年制大学に並びまして、短期大学において、こうしたセミ・プロフェッショナルな教育を与えるということも、わが国の産業振興上、非常に大事だと考えます。そういうような点からいたしまして、将来技術的なこうしめた学部等につきましては、優先的に短期大学の設置を考え参りたいと考えております。

○小林(信)委員 文部省の財政といたしましては、そういうような御意図をもつておられても——全国的にます分散の方法、そういう御意向があると思うのですが、しかし財政的には、その意図が実現できないから、地方の協力がかかる、あるいは地方の横権的なもの

に、文部省が遠隔をして行くというようなことが、われくにはうかがわれるのですが、そういうことをしておつたのでは、やはり教育の機会均等とか、そういう今の御意思のように、青年諸君の便宜をはかるというようなことは事実行われないです。その点今の方針として、地方に盡力するような資力があれば、これに文部省が応じて行くような態度とか、あるいは全国的に均等に分散して行くような計画をもつて着々進行されておるのか、そういう点もお伺いしたいのです。できるならば、来年度あたりは、またこういうふうなところがありましたらお伺いしておきたい。

するところなくこの点は、私たるものでは非常に期待の大きいものでありますから、文部省としては、ぜひともこれを普遍的に実現していただきたいということを希望いたします。

それから学部のいろいろな改廃があるのであります。こういうふうに決定されるのは、その大学の意向が主になるのか、あるいは文部省あるいは審議会の意向というふうなものが主になるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

○稻田政府委員 もとより大学当局の意向といらものは、非常に重要な要素として考慮いたさなければならぬと思います。同時に、地方の要望でござります。こちらの通り、かなりの県立大学の合併であるとか、あるいは地方にございました民間研究施設の吸収であるといふような点において、拡張いたしております。これらは、やはり地方の要望から見るわけでございます。同時に、大学設置審議会あたりにおきまして、総合大学のあるべき形というような点からも考えまして、そうした専門的考慮も加えまして、文部省として予算を要求し、認められた予算に照応いたしまして、ここに法律改正案を提出したわけでございます。

○小林(信)委員 これはほんとうに地方に限らず、大学といふ制度を充実して行くために考慮されるなら、地方によりましては、現在の制度といふものに対しても、現在の制度といふものもあるかもしれません、それに自分たちは該当するかも知れないから、今のうちにこういふものは弱めても、こつちの方は補

○小林(信)委員 当然そういう処置がなさるべきだと思います。ですが、さらに私たちの考え方としては、特別には非常に不安なのです。やはり新たに職を求めなければならぬと思うのです。別の退職金をもらつたとしても、生活でありますから、そういう点からしても、一年くらい休職の期間を与えて、就職する期間を考慮する、その上退職手当を十分にやる。これは教からお聞きしてもわざかなんですから、そういう処置をされたら、一般の方たちが心配しておるようなことが、なくなるのじやないかと思うのですが、その点どうですか。

○稻田政府委員 ほかの官庁で、よく廃止が突然起る場合がございます。今回の場合におきましては、すでに昭和二十四年の学制改革におきまして、こうしたことが三年目に起るということは、はつきり予測せられておりましたので、前もつていろ／＼教員の資格審査等も行われておりますし、前もつてまた大学当局におきましても、十分御本人の意向を聞きつついろ／＼転換の御処置をとつて参りました。ただいまのお話のように、これから先猶予期間といふものを置くでもなく、従来におきまして、十分努力せられる余地があつたと、私どもは考えております。また、もちろん大学当局におきましても、今後こうした方々の身の振り方については、御努力にもなりましょよし、またもし文部省がいろ／＼ごあつせん申し上げることが必要ならば、幾らでもごあつせん申し上げようといふことは、大学当局にも申し上げておるような次第でございます。

他の官庁に勤められる方とか、あるいは教員以外の公務員といふものには、教員とは職務的性格が違うという点を考えておるわけなんです。と申しますのは、免許法といふようなものがありますまして、非常に範囲が狭められておる。そういう点からして、たとい三年前にそういう情勢がわかつておつたとしても、いまさらどうすることもできないような状態に追い込まれるのじやないかと思うのです。そういう点をやはり休職という制度もあるのですから、考慮をしたら、今後官制の改廃といふようなことで、心配を先生方に与えないと思うのですが、いかがですか。

ういう制度は、私たちが考えて働く青年諸君、こういう人たちのために非常に有意義なことだと思うのです。文部省としては、こういう制度は今後もつと拡張して行く御意図であるかどうか、なおそれに対して文部省の特に考えておられるような点をこの際承つておきたい。

○稻田政府委員 お言葉のごとく、教育の機会均等ということを大学の制度において考えまする場合に、どうしてもこうした夜間課程といふものが必要であると存じます。また晩間の設備なりその他を、夜間の課程に利用いたしまずることは、国家経済から見ましても、非常に有意義だと考えまするのを、文部省といたしましても、今後財政その他の事情の許す限り、こうした夜間の短期大学の課程といふものを、各大学にだん々広く及ぼして参りたいと存ずるのであります。

それから二点は、わが国の技術教育の振興というよろな点から考えまして、四年制大学に並びまして、短期大学において、こうしたセミ・プロフェッショナルな教育を与えるといふことも、わが国の産業振興上、非常に大事だと考えます。そういうよろな点からいたしまして、将来技術的なこうした学部等につきましては、優先的に短期大学の設置を考えて参りたいと考えております。

○小林(信)委員 文部省の財政といったしましては、そういうよろな御意図をもつておられても——全国的にます分散の方法、そういう御意向があると思ふのですが、しかる財政的には、その意図が実現できないから、地方の協力とか、あるいは地方の積極的なものと

に、文部省が遠隔をして行くというようなことが、われくにはうかがわれるのですが、そういうことをしておつたのでは、やはり教育の機会均等とか、そういう今の御意図のように、青年諸君の便宜をはかるというようなことは事実行われないのです。その点今の方針として、地方に盡力するような資力があれば、これに文部省が応じて行くような態度とか、あるいは全国的に均等に分散して行くような計画をもつて着々進行されておるのか、そういう点もお伺いしたいのです。できるならば、来年度あたりは、またいろいろふうに拡大して行く予定あるといふうなところがありましたらお伺いしておきたい。

ことは非常に期待の大きいものでありますから、文部省としては、ぜひともこれを普遍的に実現していただきたいということを希望いたします。

それから学部のいろいろな改廃があるのであります。こういうふうに決定されるのは、その大学の意向が主になるのか、あるいは文部省あるいは審議会の意向というふうなものが主になるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

○稻田政府委員 もとより大学当局の意向といらものは、非常に重要な要素として考慮いたさなければならぬと思ひます。同時に、地方の要望でござります。こちらの通り、かなりの県立大学の合併であるとか、あるいは地方にございました民間研究施設の吸収であるといふような点において、拡張いたしております。これらは、やはり地方の要望から見るのでございます。とともに、大学設置審議会あたりにおきまして、総合大学のあるべき形というような点からも考えまして、そうした専門的考慮も加えまして、文部省として予算を要求し、認められた予算に照応いたしまして、ここに法律改正案を提出したわけでござります。

○小林(信)委員 これはほんとうに地方に限らず、大学という制度を充実して行くために考慮されるなら、地方によりましては、現在の制度というものに対して、文部大臣あたりがある一つの意見を持つておる。短期大学の形にてこれから縮小されるようなものもあるかもしだれぬ、それに自分たちは該当するかもしれないから、今のうちにこういうものは弱めても、こつちの方は強

化しようなどいろいろなことから、非常に学部の改廃といふようなことでもつて、不安を持つておるのです。それはあなたが地方の実情でなくして、文部大臣あるいは文部省が、何か意図するものにおびえているような傾向があるのです。そういうふうな場合に、やはり審議会あたりが、この改廃については、とにかくまだ発足して間もない制度なのですから、十分検討する問題として、決してそういうふうなことは心配ないというような、確固たるこれに対する考え方を持つて行つていただきないと、地方にはこれに対し非常に心配しているところがある、そしてみだりに学生等に不安を与えるようなところがあるのですが、そういう点は十分考慮していただきたいと思います。

それからもう一つ、各府県とも大学が設置されたのですが、いろいろ分散しておられますと、分校といふうな形であるので、非常に教授上不便を感じておるようです。もちろんこれには財政的にむずかしい問題が付随するわけですから、一概に私どもが、文部省早くやれということは、いけないかもしれませんけれども、これに対して、今のところ教育上重大な問題だと思つておりますが、文部省の現在のお考え方をお聞きいたしました。

設けまして、特に土地・建物・施設等の観点に立脚いたしまして、将来をうした施設を統合いたしまして、あるべき形を研究しようということで、下いろいろ同委員会において御審議中であります。いずれ答申を得ましたならば、文部省といたしましては、将来その線に沿うて予算を充実し、また地方の御協力を得まして、大学のあるべき形を、でき得る限りすみやかに将来つくつて参りたい、こういう考え方を持つております。

かしその実現をすみやかならしめ、容易ならしめる意味におきましては、やはり地方の御協力を得たい、こういう意味合いでござります。單に地方が協力すればできる、あるいはしなければやれないというような性質には、私ども考えていないのであります。

○岡(延)委員 この設置法の中には、千葉大学の工芸学部を工学部にするという問題がございます。千葉の工芸学部というのは、日本にただ一つあるのであって、工学部としてはぼくの考えですれば、理論工学をもってあそぶ工学部が多過ぎると思ふ。どういうわけで工芸学部としての特色を失わしめるのか、その点を局長に聞きたい。

○稻田政府委員 お話をよろしく、千葉大学の工芸学部を工学部に名称変更いたしております。これはもと東京の工芸専門学校が千葉に移りましてから、従来の工芸学科以外に、建築とか機械とか、その他の学科を増設して参つたのであります。それをもとにいたしまして、一応新制大学の学部として出発いたしました。さらにこれを大学教育というような観点から考えまして、学科を整頓いたしました。今日のことより工業意匠科と建築学科と機械工学科、電気工学科、工業化学科といふような学科を包むる学部になつた次第でござります。そういうような学科構成を考えますれば、やはりこれは工学部と申すのが適当だと考えまして、名称変更の提案をいたしたわけござります。もとより、この工業意匠科と申しますものは、従来わが国に非常に欠けておりました製品の製造から配給いたします過程におきまして、工業意匠

を加味するといふところが、さしつけます。いろいろ将来の輸出工業その他の輸出向き製品の産業といふような意味におきまして、大学程度の工業意匠科というものを大学程度の学部に新たに設け、考慮いたしまして、工業意匠科といふものを大学程度の学部に新たに設け、将来充実いたしたいと思つております。また次第でございます。この点につきましては、千葉大学の工業意匠科も、将来充実いたしたいと思つておりますし、また短期大学程度のいわゆる工芸の問題につきましては、将来極力この大学なり、あるいは他の大学に、文部省が、こういふ学科組織になりましたので、それに照應するように、設置審議会の意向もくみまして、ここに提案いたしましたにはかならないであります。

まだ一般的の認識が、設けたばかりで薄いかと考えておりますが、十分これは学校当局の御配慮によりまして、将来こうした点について、優秀な学生をもつと指致いたしたいと考えております。従来芝浦の専門学校程度に志願せられておつた方々としては、その最も純粹な工芸的な面の希望者は、芸術大学の方に道もございましょうし、また短期大学程度の課程を履修せられる方としては、現在のところないでございますが、将来文部省といたしましても、十分そうちした程度の工芸方面的教育も、施設して参りたいと考えております。

頭試験がどうであれうと、その特色を生かして教授にするといふのが妥当である。この工芸学部におきましては、その道の権威者で、その道の技術優秀なる者を教授に任用する道を開きさえすれば、さしつかえないとと思うのであります。が、この点どういうお考案でありますか。

○稻田政府委員 この工芸学部の名称変更に伴いまして、人事の問題が多少あるわけでござりますが、それは新しく立てました工業意匠科といふものの性質が、従来工芸専門学校で持つておりました印刷工業、あるいは写真工業、化学工業といふような、いわゆるセミ・プロフェッショナルな教育と違います。ほどの建築学科、機械工学科、電気工学科その他と関連いたしまして、これまでの建築学科の先生であります。お話をどのようにして、専門学校の方針によつて、教授ではみ出る方が出来た次第であります。お話を純粋な工芸であるといふ意味合いにおいての学校を考慮いたしますれば、そうした点については、お話をよくな性質の方々が、十分お働きになりますが、なるような機会が得られるだらうと思います。

○岡(延)委員 それから説をなす人は、この工芸学部の学科の、たとえば芸術大学のあれと抵触する点があるとりますが、これは私をして言わしむればことに当を得ない考え方だと思ひます。

う。といふのは、芸術大学におきまつては、一つの芸術品をつくるにいたしましても、一生に一個つくつていよいよいうようなものでありますれば、きわめで気品の高い芸術品であります。ところが、なぜ私が工芸学部等を、またそういうふたような學問を尊重しなければならぬかと申しますと、これは今後における輸出工芸品の相当の重要な部分を占めるものであるという確信を私は持っております。そういう意味合いで、次第であります。ですから、芸術大学等において、一生に一個の芸術品をじっくりと作るというのとは、全然趣は違つてゐるのであります。局長は「一体どうやう考えを持っていますか。

○岡(延)委員 実はこれは本委員会においての説明でなく、他の機会においての説明であります。千葉の学長の御説明によりますと、あそこの現在の工芸学部の学科のあり方は、八〇%が一般工学であつて、二〇%が工芸学部の分野だ、かるがゆえに工学部とすべきである、こういう説明でございました。私直接承つた次第であります。さなきだにそちらの一般工学部の教授等が多いために、この工芸学部の教授連が圧迫されておるという。今日でさえもそうであるのに、今度ははつきりと工学部と改称した場合においては、一般工学に偏重され、この大事な、たつた日本に一つしかないところの特色ある工芸学部の面が、圧迫されるであろうということは、容易に想像される。あの教授たちといふものは、——そう言つてははなはだ失礼であります。が、相當學閥もあれば、派閥もあります。私はそれを憂える。たつた二〇%にすぎない。しかも局長の言われるように、教授陣營の素質が低いのどうのこうのと言われておるので、この人たちは太刀打ちができないくなる。そぞろすると、ます／＼この大事な工芸学部学科の方面が圧縮され、圧迫されるということを私は憂えるが、あなたはこれうことをどうお思いでありますか。

○岡(延)委員 稲田局長は、非常に巧妙に答弁される方でござりますけれども、実際は、私は必ずしもそういうふうに行くかということを憂慮するものであります。御承知の通り局長といふものは、相当これは重要なポストであります。長い目から見て、あなたはこの面を保護育成助長して行く立場の人だと思います。現在の学校制度のもとにおいては、観念や理論だけをもててそぶような、妙な学者のなりそこないのようだ、そういう者ばかり輩出する。この狭い日本には、そういう人はたくさんはいらない。そういう考え方から、私は職業教育法案、産業教育法案なるものを、実はこの議会に提出してこれを通過するようになしたが、その観点と同じであります。これは国を愛えるからであります。あなたは、必ずわれ誤りとりということを考えるに違いない。私は鷹太次官とよく話したことがあるが、はたしてその点において、文部省局の首脳部間に意見の食い違いがないかどうか、ここではつきり断言していただきたい。

千名おります。この人たちは、ああいう特殊というと、はなはだ失礼であります、が、ああいう特殊の教育を受けた人でありますから、あまり政治運動は得手ではございません。ところが御承知の通り、学長は、ほとんど毎日のように国会に来ております、あるいは文部省に行つて多くの人に会い、委員長にも陳情しております。ところが、この四千名の人は、陳情は一つもしておりません。おかしな表現であります、が、この声なき声を聞いてやる必要がある。運動しないから、そんなのは圧迫しておけというような考え方の方は、いけないと思う。もう少し信念を持つて――それは必ず悔いを残すことがあると思う。ある関係方面においても、職業教育を非常に軽視し、補助金をゼロにしたこと、わざ誤りと白状しているということになりますが、必ず局長も、後悔する時代が来ると思います。そこであなたは、今後の特色あるところの工芸学科の面を拡充して、それを母体として、そこに一つの学部を将来独立せしめる、一般の工学部と併置することもお考えになつていいのかどうか。

充に伴いまして、そういうものにつきましては、この大学のみならず、他の大学におきましてもだん／＼拡充して参りたい、こういうふらな順序に考えております。

○岡(延)委員 それでは、局長は短期大学をつくるというお考えでありますか。

○稻田 政府委員 念願として、そういうことを考えております。

○岡(延)委員 一局長の念願では、はなはだ心細いから、もう少しその点ヨンクリートして、文部省の御方針としてお示し願いたい。

○稻田 政府委員 将来こうした各学部を開設するとか、あるいはまた短期大学課程を置くとかいう問題になつて参りますと、今日御審議願つておりますが、國立大学管理法案が、もし制定せられますが、中央審議会において、そうちの点は審議せられると思つております。われ／＼といたしましては、いろいろ研究いたしまして、そうちの審議の際に、ただいまの念願が実現いたすことを希望しつつ、いろ／＼な資料を提供いたしたいと考えております。

○岡(延)委員 これで一応質疑は終ります。但し質否の態度は別にしておきます。長野委員長 私よりこの際一言御希望を申し上げたいと思います。この学校教育といふものは、現在の教職員のみにおいてなすべきものではありません、学校教育の根幹は、校風、学風にあると思います。しかして学風は、その学校の校名及び創立以来の学校、校長、職員ほか学生及び同窓生の建設したものであると思うのであります。從いまして、学校名を動かす場合には、

それらの点をよく考えて、教育においてさらに一段の飛躍をせしめるに適当な、校風を磨きするに適当な名称を案出するということが、必要ではないかと思つてあります。この大義に立ちますときにおいて、本問題について、お同窓生その他の御要求もあるかのように聞きます。しかし、また一面において学校の拡張を行わませて、一種の美術的な訓練をする学科以外の学科も、相当できおると、こうことで、これが改名を要望しておるようでもあります。従いまして、この慎重な問題を本日ここで質疑を打切るということは、やや不適当のように考えますから、当局並びに委員各位におかれまして、さらに一層御検討をいたされまして、同校の発達のために、また在学生、卒業生が、歓喜をもつて校運の開発を達成せしめる意味において、どうかひとつ御考慮、御研究を願いたいと存じます。だから、あらためて次の機会に譲りたいと思ひます。

○佐藤(重)委員 議事進行について一言したいのですが、今論議されております国立学校関係のことは、もうこの程度で盡きていると思います。岡さんは、たいへん御熱心に御意見をお述べありますから、ここであつと間を置いて、御協議を願つて、円満に午後までに解決するようにするといふのが、私の真意であります。今ここでやつては、かえつて委員のほんとうの志を達するゆえんではないと思ひますから、佐藤委員におかれまして、どうぞこの午後引き続行うことを御了承願いたいと思います。

○長野委員長 次に、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を続行いたします。

○渡部委員 政府側の提案の説明によりますと、憲法二十六条第二項の規定による、義務教育の無償といふ立場と、児童の公共心の涵養といふことを考慮をして、といふ、両面から、なされておるように見えますが、これは一体どちらに重点が置かれているのか。義務教育の無償、言いかえれば、被教育者の側の負担をなくすると、いう見地に、重点を置いているのか、児童の公

共心の涵養といふ点に重点を置いて、この無償給与をやるのか、どちらなんですか。

○辻田 政府委員 お答え申し上げます。この法律の意図しておりますとして、政府の方に二十六年度以後も、先ほど申しましたような趣旨で、行つて、やがて計画として全科目にわたるよろな具体的な方針を立てておられるのかどうか、その点を……。さらに二十六年度以後は、科目を拡大して行つて、それが実現できます。なおまた、特に工芸部門につきましては、将来定期大学等の創設も私どもは考へておりますので、皆さんの御協力によつて、これが実現を期したいということを考えております。いろいろ熱心なる御審議に対し、深く敬意を表するとともに、委員長の御心配もありますので、十分今後御意向のほどは実現をしたいと考えております。

○長野委員長 私がただいま申し上げましたのは、何も日を重ねる意味ではありません。双方非常に熱烈なものでありますから、ここでちょっと間を置いて、御協議を願つて、円満に午後までに解決するようにするといふのが、私の真意であります。今ここでやつては、かえつて委員のほんとうの志を達するゆえんではないと思ひますから、佐藤委員におかれまして、どうぞこの午後引き続行うことを御了承願いたいと思います。

○水谷 政府委員 この際文部政務次官から、本問題につきまして御意見の開陳がございました。お願いいたします。

○長野委員 まだいま問題になりつきましたが、非常に御熱心に御討議になりました、千葉大学の工学部の問題であります。非常に御熱心に御討議になつたので、御意向のほどは、私ども十分了承をいたしました。つきましては、工学部といふ名前に変更いたしま

なつてしまふ。だから、これを体系的なものの一部として出されているのかどうか、その体系がどんなものであるか

○辻田政府委員 文部省いたしまして、  
といふ点をほんとに聞いていたので、  
では、義務教育無償の理想を、できる  
だけすみやかに達したいと考えまし  
て、最初は、できれば一挙にこの問題を、  
を、少くとも教科書について解決した  
いというような考え方で計画を進めたの  
でござりますが、諸般のいろ／＼な事  
情がございまして、本年無償の実現の

試みとして、これを実施するということが、とになつたのであります。しかし本年度の問題につきましては、前期、後期にわたりまして、これを実施したいとの考え方でございます。それから明治二十七年度以降の問題につきましては、本年度の実績にかんがみまして、諸般のこととも考慮に入れまして、具体的に審議会を設けてやつて行きましたいといふふうに考えております。

○渡部委員 それではこの法案といふものは、單なる二十六年度だけに限る試みにすぎないというような見地から、出されているのですか。

○社田政府委員 この法律案は、二十六年度限りの臨時の立法でございま

○渡部委員 これは文部省は、まあ日  
本の文部省は、このくらいの程度から  
わからぬけれども、私はおかしいと想  
います。教員組合なんかでは、三箇年計  
画でこれを実現するというふうに目  
的的な案を立てておる。文部省におい  
て單なる試みとしてやつてみると、い  
うなことで、地方財政にも重大な關係  
があり、國家の財政にも重大な關係  
があるというような問題が、單なる計

みといふような形でなされるといふことは、はなはだわれくとしては了り解きないと思います。やはり一つの本業上、う方が、あつて、その本業の

○辻田政府委員 先ほど申し上げました  
中のいろいろものとしてなされるなんだが、  
といふような体系が示されないなど審議會  
は、われ／＼としては、ほとんど審議會で  
するに値しないような法案であると由  
ります。その点をもう少し具体的に  
できているのかどうかという點を聞き  
たいのです。

たように、文部省といいたしましては、義務教育無償の理想を達するため、具体的に計画を樹立いたしまして、この実現をはかつてしているでございますが、財政上の理由等によりまして、一応本年度限りということになつた次第でござります。しかし、明年度以降は全然考慮しないというようなことは、もちろんないのであります。われわれもまた、努力したいと考えているわけであります。

○渡部委員 それでは具体的な一つの腹案として立てられたものは、どうなものであつたか。これは教員組合答申で立ててある方針等もありますので、

すので、まず最初に一年生から実施したしまして、これを九箇年間に完成度をもつておきたいと考へたのでござりますが、やはり地方財政あるいは国庫

財政の両方の観点から、現在の段階におきましてはこれを本年限りにおいて一応試みとしてやる。しかし、これは単に試験的にやつてみるとだけのことではないのであります、この義務教育無償の理想実現を奨励するうために、今後何らかの方法で、これを実現したいというように考えていい

たしました国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、討論に入ります。

○渡部委員 議事進行について……。これは採決になりますと、今五分のほどしか人がいないと思うのです。自分の一の採決ということは、できな  
とも出でない。委員が出ていないことについては、理由があると思うのですが、土岐先生によつて二つ重複

○若林委員長代理　國立學校設置法一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。岡延右二門君。

○岡(延)委員　私は自由党を代表しまして、本法案に対し賛成の討論をいたさんとするものであります。こうじう設置法の改正等におきま

い位置をしてやるという考慮をおねんことを希望いたします。それからもう一つ、先ほど問題とりました千葉の工芸学部を工業部に

る問題であります、先ほど水谷政次官から意思表示がありました。水谷政務次官は、議員としては、われわれ同僚でございますから、かれこれ言たくありませんけれども、もしされ僚を代弁するものならば、そのときの場で、これが通りさえしたらよいといふことが、往々にしてあり得るのでありますから、どうかそういう

○若林委員長代理 小林信一君。  
○小林(信)委員 国民民主党は、この法案に対しまして賛成いたすものであります。ただ多少意見があるのであります。いろいろと質問いたしましますが、いろいろと質問いたしまして、今後の要望をいたしておきますから、その点で了解していただきたいと思います。これは單に千葉大学の工芸学部であります。これは單に千葉大学の工芸学

2

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the sample size, and the third column lists the estimated effect sizes.

発して間もない新しい学制に対し、非常に憂慮すべき問題が考えられるのであります。これが今後私はたくさん出て来る問題といたしまして、單に千葉県だけの問題でなく、十分文部省当局といたしましても、また審議会等におきましても、学制に対する確固たる信念をもつて善処せられたい、こういうことを私はこの新設にあたつて要望するものであります。

さらにその他の問題におきまして、新制大学の性格なり、あるいはその置かれておる地方の事情なり、また日本の産業経済というふうな面から考えましても、今回ここに上程されたります案に、私たち一応賛成しますが、もつとそういうことを重点的に考えられて、日本の教育のあり方といふものは、日本の事情に即して行かなければならぬということを要望するものであります。とがく財政的な理由で左右されるのでありますが、日本の産業経済の計画に対し、積極的にこの教育が乗り出して行って、これに即応するような強力な教育行政を、こういう面に強化していただきたいという点を、私は要望するものであります。もちろん、これに並行しまして、研究所の設置等も、そういう点から見ますと、きわめてまだ偏った傾向がありますが、それが地方全般の事情に即するといふような形がとられていないのです。ありますが、もつと文部省といたしましては、積極的に善処していただきたい

に、まことによい案でありますて、これが望むならば、もつと全般的の設置がほしい、一部に偏ることなく全般的にこれを実施していただきたい。要するに強力に文部省が働きたいただきう点に強力に文部省が働きたいただきたいということを要望するものであります。

さらに国立大学に包括されましたために、旧制の諸学校が廃止されまして、これに伴いまして、その身分を失わなければならぬよう人が出て来るため、その措置として附則の第二項が設けられてあるのであります。これは昨年旧制高等学校が廃止されたときには、こういう条項はつくられなかつたのに、今回はこれがつくられた。事情のいかんによつてこの法律を制定する場合に、異なつた措置がとられるということは、非常に不可解に存するものであります。おいても、立法措置としまして、一貫した方針をとつて行かなければ、ある場合には不当な措置によつてその身分が憂慮されるというようなことがあつては、教員諸君のあり方からして、免許法といふようなものに拘束されて非常に狭くされておる実情からいたしまして、非常に不安でならないのであります。できるならば、私はこういう条項は削除して、國家公務員法なり、あるいは特例法なりによるような方法が講ぜられて、将来不安のないように行きたいのであります。いろいろとお伺いしますと、そういう点に対しても、文部省としては、事実上支障がない、全部が必ず教養されて、生活的に不安は与えられない。そういう点に對しては、文部省としては極力努力して来られたし、

○若林委員長代理 渡部義通君、  
○渡部委員 共産党はこれに反対であります。学校の再編成あるいは改廃の内容については、大体異存はありません。しかし、この附則第二項が問題であります。これは、当局の説明によるところ、單なる立法技術であるというふうなことであります。しかし、小林君が言わされたように、これは昨年の設置法案にはついていないものが、今回つけられた。これによつて学校再編成あるいは改廃の機会に、多数の人たちが職を失うというだけではなくて、これあることによつて、身分上の不当な措置をとられるような教授が出て来る可能性がある。單に可能性があるばかりではなくて、これを機会に、思想的あるいは政治的理由によつて、不当な措置のための利用にさえ、この機会がなされるという危険性も十分に含まれていると、われくへは考へざるを得ません。というのは、この前の新制大学設置の際にあたりましても、水戸の梅本教授、それから神戸の小松教授なんかは、あるいは解職され、あるいは解職されようとしているという事柄が、非常に多數あるわけです。しかも、こういう附則がつけられることによつて、今申し上げたような事例が今後も出され、それがこれによつて合法化されると、いう悪いことがあるのであって、この点に、附則第二項の非常に重大な、危険な意味があると思うのです。しかもこれあるがために、日教組等を話をお承つたので、まず了承するわけであります。

○若林委員代理 渡部議長君、  
○渡部委員 共産党はこれに反対であります。学校の再編成あるいは改廃の

採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○若林委員長代理 起立多數。よつや  
原案の通り可決せられました。  
なお報告書の作成については、委員  
長に御一任を願います。

午後零時三十五分休憩

午後二時三十分開講  
○岡(延)委員長代理 休憩前に引續  
き、会議を開きます。  
市町村立学校職員給与負担法の一部  
を改正する法律案を議題とし、政府の  
提案理由の説明を聴取いたします。水  
谷政務次官。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

一部を改正する法律  
市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当（以下俸給その他の給与とし、いう。）」を「事務職員の給料、扶養手

2 義務教育費國庫負担法(昭和十)

**二** 前項の都道府県の条例に関する  
議案の作成及び提出については  
教育委員会法(昭和二十三年法律  
第百七十七号)第六十一条に規定す  
る事件の例による。

当勤務地手当 特殊勤務手当 日直及び宿直に関する手当 年末手当 寒冷地手当 石炭手当 退職手当、退職年金及び退職一時金 死亡手当 一時金 旅費並びに公務災害補償金(以下給料その他の給与といふ。)に改める。

第二条中「特別の時期及び時間」を「夜間その他特別の時間又は時期」に改め、「又は夜間の課程」を削り「俸給その他の給与」と「給料その他の給与」に改める。

第三条前二条に規定する職員の定数は、都道府県の条例で定める範囲内で、教育委員会の置かれている市町村にあつては当該市町村の教育委員会が都道府県の教育委員会と協議してこれを定め、教育委員会の置かれていない市町村にあつては都道府県の教育委員会がこれを定める。

教育費國庫負担法(昭和十

の例による。

五年法律第二十二号)は、廢止す  
る。

○水谷政府委員 今回政府より提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

次に、この法律案の骨子について御説明いたしますと、まず第一に、從来都道府県が負担して参りました年末手当、当、寒冷地手当及び石炭手当が、都道府県の負担であることを明らかにして、また新たに都道府県が負担するのを適当といたします退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を加えました。

第二に、高等学校の定時制課程のうち、従来の夜間の課程が含まれることを明らかにいたしました。これは昨年、学校教育法の一部を改正いたしました際に、同様の改正が行われ、また地方財政平衡交付金制度におきまして

も、これに伴つて必要な措置がとらわれているからであります。

第三に、都道府県が給与を負担いたします職員の定数を、都道府県の条例で定めることとし、その範囲内におきまして、教育委員会が設置されている市町村については、その教育委員会が、都道府県の教育委員会に協議して定めることにいたしました。これは、都道府県が市町村立学校の職員の給与を負担いたします場合に、その財政上を見通しがつかなくなるようなこととの見通しがつかなくなるようないようになります。

第四に、都道府県が負担いたしました給与につきましては、都道府県の条例で定めることとし、その議案の作成及び提出につきましては、教育委員会金制度第六十一条に規定する事件の例によることにいたしました。

最後に義務教育費国庫負担法は、地方財政平衡交付金制度が創設されましたので、廢止することにいたしました。

以上、この法律案の提案理由及びその骨子について、概略を御説明いたしました。何とぞこの法律案の必要を認められまして、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○辻田政府委員 市町村立学校職員給与と負担法の一部を改正する法律案の詳細につきまして、逐条御説明申し上げます。

市町村立学校職員給与負担法は、市町村立の小学校及び中学校並びに盲学校及びろう学校の教職員並びに市町村立の高等学校の定時制の課程の授業を担任する教員の給与を、都道府県の負担としたものであります。この法律

者の規定によりまして、本来ならば該款の規定による市町村が負担すべき約六百億円の経費を都道府県の負担としている重要な法律であります。が、最近に至りまして、これから御説明いたしますような問題を生じましたので、ここにその一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、第一条の改正につきましては、給与の名称等で、旧法令の規定によるものを整備いたしましたほか、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を新たに加えることによいたしました。このうち、年末手当、寒冷地手当及び石炭手当は、実際上、従来も都道府県が負担しておりますものでありますし、また地方財政平衡交付金法に基く地方財政委員会規則におきまして、これを都道府県の財政需要としておりますので、ここにこれを明文化したものであります。退職年金及び退職一時金は、従来の恩給であります。これも都道府県が負担していたわけであります。教育公務員特例法施行以後に採用いたしました教員につきましては、恩給法の規定の準用がなく、市町村の退職料条例の適用を受けることになりますので、これを都道府県の負担としたわけであります。な、お、退職年金及び退職一時金の制度は、地方公務員法におきまして、いまだどうなる者は、いないわけでありますから、教員との制度の適用を受ける者

は予想されないのであります。公務災害補償は、この法律に規定がなく、都道府県は、これを負担する義務がなかつたわけでありますので、多くの市町村はその不測の負担に耐えられないので、公務により災害を受けた者の保護が十分でなく、いろいろ問題を生じておきました。一昨年富山県にあつた事例として、三十人以上の校長及び教員が、公務災害を受けたことがあります。しかし、その公務災害補償額は約一千万円に上つておりますので、もしも一市町村内でのよなことが起きました場合には、市町村財政は破綻してしまうわけであります。従つて、政府といたしましては、都道府県でこれを負担するように指導し、これを負担した場合には、特別平衡交付金で考慮することにいたしておりますが、今回制度的にこの点を明らかにして、これを都道府県の負担とすることにいたしたのであります。

次に、二条ほど新しい規定を設けました。第三条は、市町村立学校の職員の定数を、都道府県の条例で定めるにいたしました。教育委員会法第四十九条によりますと、市町村の教育委員会は、教職員の採用等の人事を自由に行なうことができるようになりますが、その給与を自動的に都道府県が負担するということになります。そこで、その定数の大半を都道府県の条例で定め、その範囲内において、教育委員会の設置されている市町村の定数につきましては、都道府県の教育委員会が定めることにいたしました。

第四条は、さきに提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案におきまして、大部分の給与は都道府県の条例で定めることにいたしました。他の市町村の定数につきましては、都道府県の教育委員会が定めることにいたしました。

最後に、義務教育費国庫負担法は、地方財政平准交付金一部概算交付暫定措置法附則第二項において、その効力が停止されていたわけですが、

会に提出することにいたしました。

地方財政平准交付金制度の創設に伴い





する前の規定による商船学校の教員である者は、免許法第三条第一項の規定にかかるらず、昭和二十七年三月三十一日まで、国立学校設置法第九条に掲げる商船高等学校の教員であることがであります。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十日まで」を昭和三十六年三月三十日までに改め、同項を附則第十一項とする。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附  
則

**附則** 第二項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十日まで」を「昭和三十六年三月三十日まで」に改め、同項を附則第三項とする。

○水谷政府委員　ただいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同法施行法の一部を改正する法律案につきまして、「括して」その提案理由を申し述べます。

教育職員の資質の保持と向上となるべく、かなるため制定されましたが教育職員免許法及び同法施行法は、施行以来一年有半を経過いたしました。この間ににおいて、各都道府県における新免許状の交付事務も着々と進行し、また全国各地には、各方面の理解ある協力により、認定講習、大学の公開講座、通信教育等の現職教育施設が設けられるとともに、これらの現職教育施設における指

遺者についても、米国のお意により、アイフェルの数次の開催によって、指導能力の充実をはかることができ、免許法の所期する目的が、漸々実現されつつありますことは、まことに御同慶の至りであります。

職員の養成制度、現職教育の基準、現職者への新免許状の交付等、その適用を広くかつ深いものがあり、また教育職員の需給状況とも密接な関連を持つてゐるのであります。

政府は、免許法及び同法施行法の性格と、同法施行後の状況とにんがみ、これらの法律の規定を実情に即せしめるよう常に研究を続け、すなはち一昨年、昨年と二回にわたり、改正案を提出したのであります。その後、教育刷新審議会の建議や、教員監督免許等審議会の答申もありましたので、さらに各方面的の意向をも勘案し、慎重に研究いたしました結果、ここに第三次の改正案を提出することといふとした次第であります。

一年が原則であります。が、教育需給の状況等地方の実情に応じ、その期間を二年とすることができるという特例を設けたことがあります。

次に、施行法の一部改正について申し述べます。

第一は、上級免許状授与に関する特例を定めた施行法第七条の規定の有効期間を延長したことであります。この有効期間につきましては、前国会において三箇年間延長されたのであります。が、今回さらにこれを五箇年間延長し、昭和三十六年三月三十一日までとしたのであります。これは、師範学校等旧制学校卒業者に、ひとしくこの規定の適用を受け得る機会を与え、教育界に安定を与えるようという趣旨に基くものであります。

第三は、前国会で成立した国立学校  
状所有者であつても、十年以上の教職  
経験があれば、校長假免許状を受けら  
れるようにしたことあります。

第二は、僻遠地の校長の供給を容易  
にするため、教員の一級普通免許状所  
有者のみでなく、教員の二級普通免許

設置法の一部改正により、商船高等学  
校が設置され、この四月一日から発足  
する状況にありますので、商船高等学  
校の教員の免許状に関する規定を整備  
したことになります。またこの際、電  
波高等学校の教員の免許状授与の根拠

規定をも整備いたしました。

第四は、施行法第一条に規定する旧教員免許状所有者に対する新免許状の交付は、従来省令の規定によつて実施して參りましたが、今般これを法律において明確にいたしたことであつます。これに伴い、旧資格のままで教員たり得る期間を規定いたしました施行

法第八条の規定を改正して、昭和二十七年三月三十一日まで一年間延長し、この期間内に旧資格の現職教員が新免許状の授与または交付を受け得るよう措置いたしましたのであります。

以上申し述べましたが、教育職員免許法並びに同法施行法の一部を改正する法律案の提案理由並びにその要点であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○猪田政府委員 両法案の改正の内容につきましてただいま説明がございましたが、私はこの条文につきまして、御説明申し上げました内容がどういふふうに配列しておるかといふ点だけを簡単に申し上げたいと存します。

第一に免許法の点であります。免許

法の第二条第二項の改正——これは第七条第二項と附則第三項の改正が関連いたしておりますが、この第二条第二項と申しますのは、勤務成績の証明をいたします所轄庁の定義をいたしました。従来の規定におきましては本則において、所轄庁の大学管理機関が附属学校の校長、教員について証明するところありまして、その「大学の管理機関」とあるのを附則で「大学の学長」といたしておつたのを、本則の中に書き加えることにいたしたのであります。

第四条第六項の改正——これは、第九条第一項の改正及び別表第一備考第一の改正と関連いたしておりますが、ただいま申し上げましたように、新たに高等学校の事業科の中に「商船」が設けられましたので、それに対応いたしまして、免許科目に「商船」を加えたのです。また私立の中学校、高等

学校の要望にこたえまして、今般新たに私立学校においてのみ効力を有しまする「宗教」の免許状を設けまして、私立の中学校、高等学校における正科としての宗教教育を容易ならしめよう

第七条の改正——これには、附則第三項の削除、別表第一備考第一号の改正が関連いたしておりますが、この法律をつくりました當時においては、まだ短期大学が発足いたしておりません。専門学校も、新制大学と並んで相当永久に存続する見込みをもちまして、大学の中には専門学校を含める規定を設けたのであります。その後に短期大学の制度ができまして、専門学校はあるいは新制大学になり、また短期大学になりつつありますので、将来

に向つて専門学校を大学の中に含めて、大学の基準によらせるといふ必要がないと考えたのであります。なお申し上げますが、旧専門学校の将来の卒業者につきましては、施行法第二条の規定によりまして、免許法による場合よりも、有利に免許状が与えられるようになつております。

次に第十八条の改正であります。この改正は旧外地引揚者等に対しまして、新免許状を与える根拠を明らかにするため「外国」とあるところに旧外

附則第八項の備考を新たに設けましたのは、子科一年、本科三年の専門学校がございますが、これを四年制の専門学校卒業者に相当するものと認めたのであります。

附則第七項を新たに設けましたのは、臨時免許状の有効期間が一年でありますことについて、いろいろ問題があ

つたのですが、地方の事情に応じて、これを二年とすることができます。ようにいたしましたのであります。

附則第八項を新たに設けましたのは、免許法第五条に、免許状を得られない者といたしまして「高等学校を卒業しない者」という条項であります。が、特に養護教員の供給が非常に困難であるという状況にかんがみまして、乙種看護婦、旧看護婦の免許状を持つております者は、たとい高等学校を卒業しない者でも、養護助教諭の免許状を与え得るようにならしたのであります。

それから別表第一備考第四号、第五号を新たに設けましたのは、大学における教職課程を担当する教員が、非常に不足であるという現状にかんがみまして、教員の養成を容易ならしめるといたしまして、教員の単位二十単位のうち五単位は、当分の間、教科に関する専門科目でとれることにいたしましたのでござります。

それから五号の方は、中学校及び高等学校の芸能科及び実業科の教員の供給を容易にいたしましたために、これらの教科の免許状を与えます場合には、大学において修得すべしと規定いたしております。各校の芸能科及び実業科の教員の単位二十単位のうち五単位は、当分の間、教科に関する専門科目でとれることにいたしましたのでござります。

別表第三の改正は、養護教諭の供給を容易にいたしますために、養護教諭の資格を持つております者の中でも、旧制高等女学校卒業者で、旧制看護婦または乙種看護婦の免

許を有する者を追加したのであります。別表第四備考の追加は、少年院、教護院等、他省所管の教育施設における教職経験年数を、小学校または中学校等における教職経験年数に含めることを規定いたしましたのであります。

別表第五の改正は、内容としては、改正前のものとかわつておりませんが、明確にいたす意味で整理いたしましたのであります。

別表第六の改正は、これは養護教諭の供給をやすくいたしますために、養護教諭の仮免許状の授与を受けることのできる者の中に、旧保健婦及び旧看護婦の免許状を有する者を加えたのであります。

別表第七の改正——これは特殊教育の教員養成施設が、現行法制定の場合におきましては、あまり充実していない旨味から、中学校教諭一級普通免許状または高等学校教諭二級普通免許状を得べしと規定いたしております。教員の単位二十単位のうち五単位は、当分の間、教科に関する専門科目でとれることにいたしましたのでござります。

その後において養成施設あるいは現職教育施設が強化いたして参りましたので、ほかとの均衡も考えまして、相当の単位修得を必要とすることとしたのであります。

別表第七備考を改正いたしましたのは、別表第四備考第四号の追加の場合と同様の趣旨によるものであります。そこで、校長、教員の経験年数に、他省所管の教育施設の経験年数を含めて計算いたすことになりましたのであります。

同表第十一号の三、第二十号の四及び第二十号の五であります。これらは、前回の国会で制定せられました国立学校設置法の一部を改正する法律によりまして、来る四月一日から、国立の商船高等学校が設置せられることがあります。

それから第二条第一項の表中第三号を改めましたのは、実業補習学校教員養成所あるいは青年学校教員養成所の卒業者の中に、旧令の規定でこれと同様の資格を認めておつた者を含めようとするものであります。

また同表七号の改正であります。これは旧教員免許令による指定学校または許可学校以外の専門学校等の卒業者で、三年以上の教職経験のある者に小学校、中学校のほかに高等学校の教員の場合は、教諭二級普通免許状を与えようとするものであります。

同表第七号の三及び四であります。が、この改正は、旧国民学校初等科教員免許状または旧国民学校初等科教員免許状の所有者で、五年以上教職経験のある者に対するものであります。

同表第九号の改正は、青年学校は、昭和二十三年学年末をもつて廃止されいたすことになりましたのであります。

次に、施行法の一部改正についてであります。が、第一条第一項第九号を改正いたしましたのは、旧幼稚園教員免許状を持つている者に対しまして、幼稚園教諭二級普通免許状のほかに、小学校教諭仮免許状をあわせ与えようとするものであります。

同表第十四号の改正は、新たに設けられたものであります。

第一条第三項、第四項を設けましたのは、第一条第一項の規定によつて、教員免許状を持つておる者は、それが相当の新免許を有するものとみなされおりますが、それらの者に対する新免許の交付については、従来省令で規定いたしておつたのであります。

同表第二十号の三、第二十号の四及び第二十号の五であります。これらは、前回の国会で制定せられました国立学校設置法の一部を改正する法律によりまして、来る四月一日から、国立の商船高等学校が設置せられることがあります。

それから第二条第一項の表中第三号を改めましたのは、実業補習学校教員養成所あるいは青年学校教員養成所の卒業者の中に、旧令の規定でこれと同様の資格を認めておつた者を含めようとするものであります。

また同表七号の改正であります。これは旧教員免許令による指定学校または許可学校以外の専門学校等の卒業者で、三年以上の教職経験のある者に小学校、中学校のほかに高等学校の教員の場合は、教諭二級普通免許状を与えようとするものであります。

同表第二十五号の改正は、僻遠地の教育施設が強化いたして参りましたので、ほかとの均衡も考えまして、相当の単位修得を必要とすることとしたのであります。

別表第七備考を改正いたしましたのは、別表第四備考第四号の追加の場合と同様の趣旨によるものであります。そこで、校長、教員の経験年数に、他省所管の教育施設の経験年数を含めて計算いたすことになりましたのであります。

同表第二十九号、第三十号の改正であります。が、これは昨年五月の人事院の官吏にありました一級、二級の区別が切れておりますが、すでにその期間が切れておりますので、これを整理します。

附則第三項、第四項削除——これは免許法第三条第一項の規定の適用の猶豫によるものであります。この号中の「ハ」は、ため、教員の一級普通免許状所有者はかりでなく、教員の二級普通免許状所持者にも、十年以上の教職経験があるれば、校長の仮免許状を与えようとするものであります。この号中の「ハ」は、ため、教員の二級普通免許状所有者はかりでなく、教員の二級普通免許状所持者にも、十年以上の教職経験があるれば、校長の仮免許状を与えようとするものであります。

同表第二十九号、第三十号の改正であります。が、これは昨年五月の人事院の官吏にありました一級、二級の区別がなくなりましたが、まだこれにかかるべき制度が確立しておらず、この規則の改正によりまして、従来一般職の官吏にありました一級、二級の区別が切れておりますので、これを整理します。

附則第五項を改正いたしましたのは、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、認定講習の特例を定めた施行法第七条の有効期間を、さらに五年間延長しようとするものであります。

以上概略御説明申し上げました。

○岡(延)委員長代理 次に、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給付に関する法律案を議題といたします。質疑を続けます。渡部義通

君。  
○渡部委員 引続いて質問します。文部省の説明によりますと、無償配給する教科書の単価は、最低価格に見積りたるわけですね。そうじゃないのであるが、十六日の参議院の文部委員会で文相はそういうふうに答えていたが、その点どうですか。

○辻田政府委員 最初二十六年度の予算を編成いたしましたが、その際には、ただいまお話をございましたように、その当時発行されておりました教科書の最低価格を調べまして、それによつて積算をしたのでござります。

しかし、その後諸種の事情が起りましたで、用紙の値段、マルク等も非常に上つて参りましたので、それでは地方財政に過重の負担をかけるということになりますので、これらの予算編成当时から後に起きました事情を勘案いたしまして、現在におきましては、大体二十六年度におきまして使用する教科書の個々の値段もはつきりして参りましたので、その値段を中心いたしまして、計算をしたわけでございます。従つて最低価格をとつたのじやありません。

○渡部委員 そうすると、検定書の平均価格ですか、あるいは新たに換算されたもので、しかも最低価格になつておるのですか。

○辻田政府委員 今提案申し上げました法律の中で、国語と算数についておこなつておきたいと思ひますが、国語については現在発行会社が七社ござります、算数については九社ありますが、これらの社の発行す

る国語、算数の教科書を全部当りまして、それらの教科書の需要部数を計算いたしまして、それによつて、それが実質的な平均単価をもとにいたしたのでござります。従つて、最低単価をとつたのではございません。

○渡部委員 そうすると、ある学校あるいはある地方で、他の検定書を用いたいという場合には、その検定書の価格についての二分の一を国庫から出すことになるのか、あるいは規定されたものだけしか出さぬことになるのですか。

○辻田政府委員 予算編成当时におきましては、十分わからなかつたのであります。今になつてみますれば、各学校におきまして使用する教科書が具体的にはつきりしておるわけでござります。従つて、その価格の大体半額は行くということになります。

○渡部委員 そうすると、その予算編成當時において、価格の点が必ずしも具体的にはつきりしなかつた、ところが最近でははつきりして來た。そこで、予算編成當時約一億四千万円の国庫補助といつても、現在どういふふうにかかる予定ですか。

○辻田政府委員 そこで予算におきまして大体一億四千万円といつものがきまつておりますので、この点を考慮いたしまして、最初編成當時におきましては、国語、算数、理科の三科目について出

ます。  
○渡部委員 これが実際に地方で採用される場合になつて来ると、地方の負担といつものは、事実上決して二分の一だけに納まるものじやなくして三分の一くらいになるだらうということが、教員組合その他の調査によつても、言われておりますし、それから参議院の地方行政委員会においても、このことが問題になつたと思うのです。

○辻田政府委員 そういふ点の見通しはどうですか。  
○渡部委員 たゞいまのお話は、国語、算数、理科の三科目について出予定の場合のお話でございまして、その後計画がまたかわりました。そこで今日におきましては、二分の一出せることはござります。

○渡部委員 別な問題ですが、文部省発行の教科書は、現在どんな種類の科目が、どのくらい印刷されておるか。  
○辻田政府委員 文部省発行と申しましては、国語、算数、理科の三科目について補助をする予定でございましたが、これを実施する場合には、国語と算数の二科目についてやらざるを得ないという結果になつたわけでござります。従つて、一億四千万円で国語と算数については半額を補助することがであります。

○辻田政府委員 小学校・中学校の義

務教育の課程におきまして使用する教科書の全般については、今ちょうど資料を持ち合せておりませんが、今回対象となつております小学校の一年生が使われます教科書全部についてございます。一、二、三学年全部でござります。

○渡部委員 これが実際に地方で採用される場合になつて来ると、地方の負担といつものは、事実上決して二分の一だけに納まるものじやなくして三分の一くらいになるだらうといふことが、教員組合その他の調査によつても、言われておりますし、それから参議院の地方行政委員会においても、このことが問題になつたと思うのです。

○渡部委員 そういふ点の見通しはどうなつておるか、具体的にわかりませんが、配給が必要がありますれば、あとから資料を提出いたしたいと思つております。

○渡部委員 そうすると、その予算編成當時において、価格の点が必ずしも具体的にはつきりしなかつた、ところが最近でははつきりして來た。そこで、予算編成當時約一億四千万円の国庫補助といつても、現在どういふふうにかかる予定ですか。

○辻田政府委員 そこで予算におきまして大体一億四千万円といつものがきまつておりますので、この点を考慮いたしまして、最初編成當時におきましては、国語、算数、理科の三科目について出せることはござります。

○渡部委員 別な問題ですが、文部省

受けたものについては、用紙の裏つけをするということになつております。

○渡部委員 そうすると、地方によつて比較的値段の高い教科書を採用するところにきつた場合に、その二分の一を国庫の方で負担をするといふことになるわけですか。

○辻田政府委員 さようでござります。  
○渡部委員 私の方でまだ保留はあります。その他の二年生以上、またほかの科目につきましては、もし御必要があれば、あとから資料を提出いたしますから……。

○渡部委員 事情がどうなつておるか、具体的にわかりませんが、配給に際して、値段とか、あるいはその他の事情から、地方によつて検定書類の自由な採用が、制約されはしないかといふ懸念がありますが、その点どうですか。

○辻田政府委員 今日の教科書行政の制度については、よく御承知のことだと思いますが、概略申し上げますと、検定教科書も国定教科書も、まつたく平成に抜つております。大体検定が終りますと、それを展示会にかけまして、各部省が特定の社に発行をさせておるか。  
○辻田政府委員 文部省発行と申しましては、国語、算数、理科の三科目について補助をする予定でございましたが、これを実施する場合には、国語と算数の二科目についてやらざるを得ないという結果になつたわけでござります。従つて、一億四千万円で国語と算数については半額を補助することがであります。

○渡部委員 国定及び文部省著作で書会社が発行しておる場合とあります。ただいまの御質問は、国定教科書の問題でございましょうか、御趣旨がますては、国語なら国語の、どの教科書はどのくらい需要があるかといふことになりますが、わかりますので、そのわかつた数字についておきまして、発行会社に対しても指示をいたしまして、その発行指示を

九〇%ぐらいは、定額がもうきまつております。後期分につきましては、定額のきまつておらないのが一割ぐらいございます。従つて、その一割のものについて、今後の物価高その他によつて、用紙が上つた場合にどうなるかといふ問題は残るのでございますが、そういうふうな事態が起りました場合は、文部省といたしましては、これに對して何らか予算上の措置を講ずるよう努力したいというふうに、考えてゐる次第であります。できるだけ地方に御迷惑をかけたくないというふうに、考えております。

○美田委員 この教科書の予算の単価は、百五十一円ぐらいじやなかつたですか。

○辻田政府委員 小学校の生徒については、算数・国語・理科、一年生百五十二円十錢、育学校につきましては、一年生国語・算数・社会・音楽その他といたしまして、九百三十円、聾学校につきましては、小学校の単価に百三十円を加えまして二百八十三円といふように、小学校、育学校、聾学校で単価が違いますが、概略的に申しますと、百五十二円十錢ということになつております。

○愛田委員 それでこの予算をおきめになつた立場から、三科目を二科目に減らされて、理科を今度削られましたが、理科は冊数も少いし、またページ数も総括的に少い。二科目のうちで、小学校の場合、一番定額が低いわけでありますが、この理科を削つて、他の二科目を存置することに御計画がきめられたわけです。そうすると、実際に、定額は九〇%までは本年度中はきまつていいからといふ構想のようであります

が、この單価そのものが非常に低い線できめられている。特に昨年一年の教科書の場合を考えても、二百円以上の価格に計算されはしないか、こう思ひのであります。が、この値上がりが、このまま九〇%の約束通りに実行される見通しがついているのか。後半期の教科書についても、非常にこうして無理をして計算をしておられ、最低線を考えておられる。これが後半期の教科書にも計画通り行くことをお約束できることか。

もう一つは、この教科書の価格が、非常に低い線できめられた立場から、まだらんと高かるべきこの価格を、非常に低い線で見た立場から平均する、残された一〇%というまだ定価の、きまつていらないものが、非常に高いものになる、といふおそれはないか。この点について、今後計画通りに行く確信を持つておられるかどうかをお伺いしたいと思います。

○辻田政府委員 先ほど小学校の一年生について、合計して三科目の場合に五百五十二円十錢と申したのですが、これはその当時発行されておりました教科書の最低価格をとつたのであります。しかし今日二科目にいたしました場合に、先ほど申しましたような計算をいたしますると、國語については一人当たり単価が百十二円三十五錢、算数について五十二円九十八錢、合計二科目が百六十五円三十三錢といふ計算になつております。それで今日現在では一応間に合うことになつております。今後用紙等の値上がり等のために、どうくらい価格が上るかといふことにつきましては、明確な数字はわかりませんが、後期分は、発行される部数も比較

的少いことなどでござりまする、またそれについての費用も、従つて前期分よりはずっと少くなる。われくといたしましては、現在補助金の八割程度を四月に交付してしまふ、あと二割ぐらゐは来年の二月ごろに出すというような計画であります。が、第二回分の補助金を出す場合に、著しく値上がりしたといふような場合には、そこに何らかの予算的措置を講じたいというふうに考えておる次第でございます。

○受田委員 この用紙の統制撤廃というような事態が発生した場合においては、私たちは憂べき事態を考えざるを得ないと思うのであります。こういう問題について、文部省として、仮定のもとに立つところの意見は、お述べにくいかと思いますが、そういう場合における対策は一応考えて、これをお考えになられたのでしょうか。

○辻田政府委員 用紙割当制撤廃の問題は、まだ確定いたしませんから、はつきりとしたことは申し上げかねるのであります。が、そういうなどことが起つた場合にどうなるかということにつきましては、その所管は管理局になつておりますし、管理局とも緊密に連絡いたしておりますし、また管理局の方では、経済安定本部その他と緊密に連絡いたしておりますので、われわれとしましては、その間に遺漏のないように万全の措置をとりたいと思つておるのであります。

○受田委員 教科書だけは、用紙の割当について、絶対にこれを確保したいとわれくは念願でおるのでですが、こういち法律をつくった手前からも、文部省としては、最後まで教科用図書に対しても、絶対に手をつけさせないと

を、私は切望しておき次第です。  
もう一つは、教科書の今後の動きであります。先ほどちょっとお尋ねして御答弁願えなかつたのですが、各地方で自由に教科書の選択が許されるようになつて来て、そこで二万とか三万とか、わずかの単位の教科書が莫大に要求される場合に、大量に生産するのと、少量に生産するとの生産コストは、非常に違つて来ると思う。そういう小さな区分になつて來ることを考えておかなればならぬのですが、それに対する対策はできておりましょうか。

の予算で出発したのであります。その後これが莫大な予算に進んで来たわけであります。そうして学制改革に伴うその後の動きを例にとつてみます。も、非常な難関にぶつかりながら、今進んでおるのであります。この出発も、これは憲法に保障された事柄を、こうして法律に進めて行くということは、非常に喜ぶべきことだと思うのですけれども、最初の出発において、すでに非常な難航を予想されていることは、はつきりしております。これが今申し上げたように、用紙の値上がりとか、今のように生産コストが高くなるとか、こういった問題から、さらに二年、三年、四年、五年と進んで来た場合に、これから二年、三年、四年と後の予算的な裏づけといふものは、非常に大きなものになると思うのです。こいつことに對して、出発はよかつたが、そのあと維持し發展させることができくおそれがあると思うのですが、こういう問題について、これから先の年次計画といふものに対して、文部省としては、確固たる自信を持つてこれを進めるといふ決意を持つておられるかどうかを、お伺いしたいのです。

としましては、二十六年度において、義務教育無償の理想のうちで、一举に教科書だけでも無償にしたいという気概で一応計画も立てましたし、また、たゞ一例として、義務教育は九年でござりますが、その中で三年、三年、三年でやつて行くといふふうな、三箇年計画といふものも考えましたし、また一年から始まつて九年間でこれを完成するという案も、いろいろ考えまして、これらにつきまして、種々地方財政、国の財政等をにらみ合せて、研究を進めてきたのでございますが、遺憾ながら今回提出したよろんな形になつたわけでござります。われべくいたましては、最初申しましたように、できるだけのみやかにその理想を達成いたしたいとうわけでございますので、それについて、今後とも万全の努力をいたしたいと思つておる次第でございます。ただいま財政上の種々の関係もござりますので、この法律案といたしましては、二十六年度において、義務教育無償の理想的実現のより広範囲な試みとして、本年一年生にだけやつてみ、その結果を十分考慮しまして、次の二十七年度以降の問題を、一層強力に進めて行きたいというふうに考えておる次第でございます。

○栗田賛賀 文部省のその努力をしようと、いろいろお意気込みに対しても、敬意を表します。しかし実際問題として、すでに二十六年度の予算案は、衆議院から参議院にまわつておるのであります。それから、わざわざ一億四千万円でスタートした、このわざわざ予算の補助にすぎないために、すぐ問題となることは、地方で一般の寄付を要求するような事態が起ると思うのです。そしたら

ときだ。この事態を一亦本筋に返す努力は、文部省としてもされるであろうと思ひますが、予算の裏づけの点においては、非常な難航を続けるだろうと思ひます。従つて、今後補正予算を要求するとか、いろいろな手もあるであります。いまようが、少くとも今後用紙の値上がりなども計算に入れて、もう一つは生産コストが高まるといふ——つまり教科書の種類が非常に分散するという立場から、生産コストが高まるということの対策を立てるというような銳い手を打つて行かないと、今七十社によつて、確固な基礎が築かれており、もう一つは、四月で約八割をなし遂げようとしておるというような御計画ではあるようだありますするが、実際は後半期の教科書を出すところになつて、今八割を四月にといふことが実現されないで、後半期にそのままずれてくれような心配はないかと思うのです。こういう問題について、初年度だけは、この二科目については徹底的に後半期までも——先ほど仰せられた一〇%の、例のまだ不徹底な部分、そういうものを除いて、あとの九〇%は確信をもつて実現できるというたいたいこ判は押せましょよか、この点私は非常に心配をしているのであります。

は、さつき申しましたように、補助金の八割程度を四月に出したいと思つております。前期、後期といろ／＼ありますけれども、大部分は前期で出る場合が多いのです。後期で出るもののは比較的少いのですから、われわれとしましては、いろいろな困難がありましようとも、あらゆる努力を傾けてその実現を期したいと思つております。

二十七年度以降の問題につきましては、先ほど申しましたように、文部省としては決心を持つておるわけでございますが、どうも文部省だけで独善的な立場に陥つてはいけませんから、審議会をつくりまして、関係各省あるいは学識経験者の知識も十分いただいて、よりつばな案をつくつて、その実現に努力したいと思つておる次第でござります。

○文部委員 関連質問を一つだけ：…。今お話を聞いたところによりましても、文部省としては、数次の計画が財政上の関係から挫折してしまつて、最低の計画によつて一億四千万円の予算をひねり出したわけですが、その結果二分の一を国庫から補助することになり、地方では従つて、かりにその二分の一だけ地方負担としましても、七千万円の負担をしなければならぬという状態になるわけです。しかも単価が最低に基準されておるので、單価が上った場合には、地方の負担は、さらに大きくならなければならぬと思います。そうなつて来ますと、ここで問題になるのは、今地方行政委員会に平衡交付金法の一部改正に関する法律案というものが出ておるわけです。これは御存じでしよう。これによりますと、

平衡交付金というものが、従来国庫から三割方交付されたものが、二割方交付されるにすぎないような結果になるかもしません。現在一千億の平衡交付金が付されることは、約一割方少くなり、二百億といふものを地方で多く負担せなければならぬと、いふような状態になつて、地方の財政がます／＼困難になつて来ると思うのです。現に平衡交付金が少い結果、しかもそれが教育関係においてことに圧迫されておる結果、地方では十九県にわたつて助教員の首切りが起きている。しかも昨日助教員たちの陳情がありましたけれども、停年を四十歳にきめてしまつて、四十歳以上の助教員は学校から退職してもらうといふふうな動きさえ、ある地方には起きている状態なんです。このような状態のときに、国庫補助といふ名のもとに二分の一以上を地方に負担せしめるといふふうなことになりますと、意図は確かに義務教育の範囲を拡大するのだといふ意図であつても、地方財政を非常に圧迫する結果になりますで、実際上地方教育費関係の破綻を来すような憂いが十分にあると思う。そうちとすれば、現在立てられてゐる構想といふものが、義務教育の拡大といふふうな形において方針がどちらにやら、實質的には義務教育を非常に困難ならしめて、地方財政を破綻させてしまうような結果になる憂いがあるのであつて、こういふ形における義務教育無償の範囲拡大といふことは結局においてそういう結果になるとすれば、今後こういふ形をとつて、実際上地方に義務教育の負担を負わせてしまう方法をとつて行かれるのか、あるいはそうではなくて、現在非常に圧況な

国民が望んでいるように、むしろ全額国庫負担の方向に進められようとするのか。この決定的な点について、文部省の基本方針というか、そういう点はどういうふうに考えられておりますか。

○辻田政府委員 今般この法律は、御存じでありますように、義務教育の無償を奨励するということになつておりますが、この義務教育費の負担はどこでするかといふ問題につきましては、小学校、中学校、高等学校等については、それらの設置者で負担する。すなわち市町村立の場合には、市町村で負担するというのが建前になつております。これは地方財政法によつてそうならないつておるわけであります。従つて国としましては、国の政策の必要の上で、やむを得ない場合には、それに補助することができます。従つて建前といたしましては、市町村においてこれを負担して、それで国の政策の実施のために必要であるからといふ意味で、國としては奨励をするといふような奨励補助というふうな形が、現在の建前としては正しいのではないかと思ひます。しかし午前中もお話をございましたが、全額国庫負担の問題につきましては、教育財政の確立の見地から、十分に研究してみなければならぬものであると思つておる次第でございます。

○渡部委員 現在は、法律に基いて、地方負担といふ建前にあるということはわかります。そうではなくて、私の言つているのは、そういう建前のもので、現在とされているような国庫補助によつて、一方的な教育費の負担を勧奨するといふようなことも、意味はわ

$\mathbf{C} = \mathbf{A}_1$

かるのです。意味はわかるけれども、それによつて地方の財政というものが破壊されているといふような状態のもとで、ほんとうに義務教育といふものの公共的な負担を完成するためには、現在のような状況のもとでは、全額国庫負担の方に向つて行く方が完成しきいのか、あるいは地方財政に押しつけてしまつていいのか、それについて現在の法令ということを離れて、文部省の見解を私は聞いているわけなんです。

○辻田政府委員 われ／＼といったしましては、現在の国家で定められております法律に基いて、その法律の範囲内いろいろ／＼計画を立てる以外に、方法はないと思いますが、ただいまの今後の立法論の問題として、全額国庫負担というふうなことも、十分研究をしてみなければならぬと思つておる次第でございます。先ほど來お話をありましたように、政府の政策を実施するためには、地方に過重な負担をかけないようになりますといふことは、われ／＼といったましましては、この場合に限りませんが、常に心がけておるようなつもりでおるのでございます。今後ともこの点については一層留意いたしまして、政策の実施のために必要な財源措置等について、遺漏なきを期したいと思つておる次第でございます。

○笠森委員 この法律提出の態度について、大臣にお尋ねしたいと思つたのですが、お見えになりませんから、次官にお尋ねしたいと思います。この法律の目的は「義務教育の無償の理想のより広範囲なる実現への試みとして」とうたつてあります。この法律以外に、どういうことを現政府は試みてお

るが、あるいはこの法律の適用をさ  
らにどう広めて行こうかという御構想  
を持つておるが、この点についてお尋  
ねしたいと思います。

○水谷政府委員　お尋ねにお答えいた  
しますが、これはただいま管森委員の  
おつしやつたように、憲法で規定せら  
れました義務教育無償の精神を実現し  
たいつもりで、文部省といたしましては、  
義務教育九年間を全部無償にした  
い、こういう理想でもつて出発したた  
であります。が、財源の関係でだん／＼  
これが縮小されて、文部省が初めに考  
えた通りに参つていないのでございま  
す。先ほど局長から御説明申し上げま  
したように、最初は小学校も中学校  
も、全部の教科書を無償にしようとい  
う計画であります。それを財政の  
都合から、小学校だけ、こうしたこと  
にも一応改案してみたのであります  
が、これも財政の都合上うまく行かな  
い。三年生までということに改案して  
みたのでありますが、これもやはり思  
わしく行かないで、結局一年生という  
ことに相なつたわけであります。しか  
しながら、せつかくこの憲法の精神を  
実現させるべく出発したのであります  
から、一年でもこれを続けてやり得る  
ならばまとにけつこうだ、こういう  
精神のもとに出発して参つたのであり  
ますが、さらに財政の状態、また教科  
書の値段の問題等から、ここに提案し  
たような法案になつたような次第であ  
ります。でありますから、私どもが最  
初計画しておつたようには参つていな  
いので、まことに遺憾であります。先ほ  
ど來田君、渡部君から、微に入り、  
細に入つての御注意の御質問もありま

したが、私どもも同感でありますて、まことに遺憾でありますて、現在の状況ではかような状態でありますて、この法案にもありますようにこれを実施いたしまして、そらしてさらに審議会において、この実施の経過等を審議いたしまして、将来善処したい、こう考えておるわけであります。

○審議委員　ただいまの御答弁で、政府当局の御苦心はよくわかるのでありますて、私の特にお尋ねしましたのは、根本の態度であります。それはここには目的に「無償の理想」ということを言つており、ただいまのお答えでも、「無償の精神」ということを言つておりますが、憲法では明確に「これを無償とする」と決定的に示しておるのであります。従つて、これは一つの理想であるとか、精神であるとかいうようなものではなくて、法律で定めたことなのであります。その根本に対する政府の確信なり態度が確立しないから、ただいま渡部君なり受田君なりからいろいろと御質問があつて、不満足なお答えを聞かなければならぬのではないかろか。これに対する政府の態度をまずお尋ねしたわけなのであります。ただいまのお話で、国家財政の都合でここへ来たという事情は、よくわかります。しかし問題は、理想とかあるいは精神といふのではなくて、憲法ではつきりしたそういう法律上の規定である。つまり無償とするのだ、こういう官の確信のほどをもう一へん伺わなければ、これからのお尋ねのことが進んでも參りませんから、それをもう一へん

○水谷政府委員 私の言葉が足らなかつたのであります。筆森委員のおつしやる通りであります。憲法にそういうふうにしてあるから、これを具体的に実現させる第一歩に、この法案を提出したわけであります。

○筆森委員 ただいまのお答えの通りに、今後とも御努力を期待するのであります。先ほどお話をの中で、單にございましたことを承つたので、これをやることには当然なことでありますから、やはりばかりでなく、小学校全部、できるならば中学校にもという構想のあります。これを一年ばかりでなく、あるいは三年ばかりでなく、小学校全部、できるならば中学校にもという構想のあります。これをやることには当然なことでありますから、やはり私どもが予算を審議する場合にも、この立場から、委員会としては主張して行かなければならぬということを考えておるがゆえに、実はお答え願つたわけであります。ところで、問題をもう少し狭めてお尋ねしたいのですが、現在家なりあるいは公共団体なりが、その責に任ずるのが当然でありますが、現在義務教育を私立学校が行つておる機関もあります。しかしこれも、私立学校でありますても、義務教育を担当するという場合においては、やはり政府当局が、どういうぐあいにこれを認識しておいでになるか。私立学校であるから、それは義務教育としてこの憲法が考えておるようなことから、国家的な態度がそこに公立学校と左右さる理解を持つておるのであります。この意味において、私立学校が担当しております義務教育に対する政府当局のもの

の考え方方が、公立学校の持つております。す義務教育に対するものの考え方と、何らか相違があるのならばその相違、あるいは相違がないのならばその相違がない、その点についてお尋ねしたいと思います。

○辻田政府委員 義務教育を担当しておるという点におきましては、差別はないと思いますが、ただこの法案においては、特に私立学校あるいは国公立学校の場合を除きまして、公立学校の児童を対象にいたしておりますのであります。その理由は、学校教育法によりまして、市町村はその区域内の学齢児童を当然収容しなければならない義務を持つております。また収容し得るだけの規模を持つておる学校をつくらなければならぬ義務を持つております。また児童の父兄は、一応公立学校に入れる義務があるわけであります。ただ、私立学校とか、あるいは国立学校に行く場合には、特別の許可を受けて行くということになつております。従つてこの場合におきましては、いわば法律的な意味でないことになりますが、当然公立学校に入り得るにかかわらず、私立学校に行き、あるいは国立学校に行くといふことになりますので、いわば一種の法律的の権利の、放棄といふと、少し言い過ぎるかもしませんが、そういうふうな考え方で、当然無償で行けるものを捨てて、国立学校あるいは私立学校に行くといふことになりますので、その点は、両者の間に区別があり得ると考えておりまます。従つて、この教科書無償の場合におきましては、公立学校に入学する児童を対象とした次第でございます。

私十分了解をしにくいのであります。公立学校は、その自治体がそれをつくる義務があり、またその人数を収容しなければならぬことは、よく承知をしております。また公立学校に入らずであります。また公立学校に行く者は、自己の自由選択であるといふ点についても決して不同意はありません。ただ私の最初お尋ねした点は、義務教育を私立学校にやらせておるということは、国家が今日認めておることであります。従いまして、義務教育という大きな点から考えて、それは自己の意思において行つたのでも、義務教育はこれをのがれたのではございません。義務教育同時に受けおるのであります。この点において、やはり國家といふものは、義務教育を受けるものとしてこれを大きくなるのがよいのではないか。これにおいては局長にお尋ねするよりも大臣なり次官にお尋ねする方が、政治的な解決だらうと思ひますので、そういう意味で先ほどから質問の段階をそういう点から持つて行つたのであります。今のお答えは、すでにそれは片方は無償であり、片方は無償でないのを、それを選択して行つたのだからというようなお話をありますけれども、私のお尋ねはそうではなくて、義務教育を私立学校に許しておる以上は、義務教育というものに対する国家的な態度がどうであるか、実はこういふ質問をしたのであります。それを最初から私立学校は無償でないのだといふことを今まで直にお話なつて、それで十分責任をとれるか、あるいは考へ直

していただきことができるものか、もう一べんお尋ねしたいと思います。

○辻田政府委員 憲法におきましては、御承知通り、義務教育を無償とするということだけを書いてございましたが、それを受けまして、教育基本法の中には、国または地方公共団体において設置する場合のことと、特に書いておりまして、その場合にも、授業料を無償とするというふうに書いております。現在では私立学校は、義務教育を担当しておられる学校でも、授業料は実はとつておられるわけでござります。そういう意味において、現状においては、無償でないわけでございまして、義務教育無償の線からはずれておるわけではありません。われくといたしましては、そういうこともございますので、特に教科書だけを全部無償にするといふことについては、この際は対象の外に置いたのでございますが、これは十分研究してみなければならぬ問題だと思います。

○篠森委員 最初お尋ねしましたように、次官のお答えで、現政府としましては、この憲法の規定に従つて努力しつつあるということを承つたのであります。今日これを審議する委員とも予算を審議する者も、その方向にいたしましても、ぜひすみやかにこの憲法の条文の通りに行くという態度を文部省当局がおとりになりまして、私ども解するのではなかろうかと思ひます。で、願わくば当局において、一層御努力あらんことを希望いたしまして、私の質問を一応終ります。

○水谷政府委員 小林君の御意見のように、教科書だけではなくて、私ども考えたのは、学用品等も無償にしたいたしましても、ぜひすみやかにこの憲法の条文の通りに行くという態度を文部省当局がおとりになりまして、私ども予算を審議する者も、その方向にいたしましても、ぜひすみやかにこの憲法の条文の通りに行くという態度を文部省当局がおとりになりまして、私ども解するのではなかろうかと思ひます。で、願わくば当局において、一層御努力あらんことを希望いたしまして、私の質問を一応終ります。

○小林(信)委員 ただいま篠森委員の方から言わられたように、この法文の劈頭に、きわめて大きく書かれてあります「義務教育の無償の理想のより広範囲な実現への試みとして」と、法文の頭書は非常に大きく強い印象を受けるのであります。中に入りますと、「非常に情ないものになつておるのであるのですが、しかし文部省としまして

る対象の児童生徒の実情もあるわけであります。財産のあるものとないものと、こういふものもあるのですから、やはりそれに適応した無償を実施することも、これもやはり今日の段階としては、私はとつてしかるべき問題だと思つております。必ずしも一様でなくともいいと思うのです。そういう点から考慮すれば、その他いろいろな構想が練られると思うのですが、そういう

ことです。

○水谷政府委員 それをお説の通りであります。学用品以外に、給食の問題とか、あるいは交通費の問題とかも考えてはおるのであります。これはただいま申しましたように、日本の財政の現状から申しますると、一べんに御審議を願つて、これを御可決いただきますならば、ここに審議会といふことができるのですから、審議会においてよく調査研究をして、そろして御意

思のようなふうに範囲を広めて行きました。

○小林(信)委員 こういうことは、とにかく理想なんですから、いつかの機会に、文部省はかかる構想を持つてお

るといふことにしておらぬであります。

○水谷政府委員 これが、これは財政に左右されるでしょ

うけれども、そういう問題を、文部省

にやらせでおるということは、国家が今日認めておることであります。従いまして、義務教育といふ大きな点から考えて、それは自己の意思において行つたのでも、義務教育はこれをのがれたのではございません。義務教育を同時に受けおるのであります。この点において、やはり國家といふものは、義務教育を受けるものとしてこれを大きくなるのがよいのではないか。これにおいては局長にお尋ねするよりも大臣なり次官にお尋ねする方が、政治的な解決だらうと思ひますので、そういう意味で先ほどから質問の段階をそういう点から持つて行つたのであります。今のお答えは、すでにそれは片方は無償であり、片方は無償でないのを、それを選択して行つたのだからといふふうなお話をありますけれども、私のお尋ねはそうではなくて、義務教育を私立学校に許しておる以上は、義務教育といふものに対する国家的な態度がどうであるか、実はこういふ質問をしたのであります。それを最初から私立学校は無償でないのだといふことを今まで直にお話なつて、それで十分責任をとれるか、あるいは考へ直

しておいたことがあります。特に書いておりまして、その場合にも、授業料を無償とするというふうに書いております。現在では私立学校は、義務教育を担当しておられる学校でも、授業料は実はとつておられるわけでござります。そういう意味において、現状においては、無償でないわけでございまして、義務教育無償の線からはずれておるわけではありません。われくといたしましては、そういうこともございますので、特に教科書だけを全部無償にするといふことについては、この際は対象の外に置いたのでございますが、これは十分研究してみなければならぬ問題だと思います。

○篠森委員 この法律でも、学間に對して生徒を委託した場合には、やはりこの法律が適用されるよう了解しておりますが、それでよろしくござりますか。

○辻田政府委員 さようございまます。最初お尋ねしましたように、教科書だけではなくて、私ども考えたのは、学用品等も無償にしたいたしましても、ぜひすみやかにこの憲法の条文の通りに行くという態度を文部省当局がおとりになりまして、私ども予算を審議する者も、その方向にいたしましても、ぜひすみやかにこの憲法の条文の通りに行くという態度を文部省当局がおとりになりまして、私ども解するのではなかろうかと思ひます。で、願わくば当局において、一層御努力あらんことを希望いたしまして、私の質問を一応終ります。

○小林(信)委員 いろいろお考えを聞いていただきこうとは、私は申し上げおりません。従つて、最初尋ねましたときの精神の適用の範囲を、どこまで広げるお考えがあるかないかといふことをお尋ねしたのは、そこまでこの

ことが必要じやないかと思うのです。とにかく今あたりの印象からして、無償のところにしか思われておらぬであります。憲法の条文から申すならば、もうなれば無償の理想は表現しないよう考へられるかもしれません。やはり財政の問題もあるし、そして受け

としてもこの際公表することはいかがなんですか。

○水谷政府委員 お説のように、公表することとはさしつかえないと私は思いますが、実現の点を考えると、あまりに理想的なことを発表して、それに実現が伴つて行かない、どうも調子が悪い、堅実に進んで行つた方がいいと考えております。けれども文部省の構想はどうだといふお尋ねがあれば、こういうような考え方を持つておるというふうと申し上げていいと考えております。

○小林(信)委員 これはただ国民だけではなくて、事教育行政を検討する立場からして、一般政治家、あるいはもつと局限してその財源を扱うところの大蔵省といふようなところが、無償といふれば、小学校の一年の、しかもその中の一部分の教科書を配付するといふふうな小さいもので無償の範囲を考えられたのは、憲法の条章といふものはやはりそういうふうなところが、無償といふべきで、その段階を追つて詳しく予算になつたか、さらに三年以下にこれを給与するといふ構想の場合にはどのくらいの予算であつたか、さらに一年生という、その段階を追つて詳しくこの際承りたいのです。そしてできるならば、そういう大きな構想を持つたけれども、なぜそれがだん／＼縮小さされなければならなかつたか、その経緯をこの際つまびらかにしていただきたいと思います。

○辻田政府委員 義務教育無償を完全に実現するために、どれくらいの経費がいるかということについては、いろいろの見方があると思いますが、私が思ひますのはつきり明示しておるのですから、そういう構想を発表するのは、何らかの構想をより発展させること、が私が必要だらうと思うのです。今回ありでも、政府の提案するものは、言つておることはなか／＼大きいのですが、こういうことをやはり言うべきでありますし、その内容等も具体

的に何らかの機会に発表することが、私は必要だと思ふ。そういう態度を確立することが、そしてその意欲を積極的に持つことが大事である。今回の

遺憾に思つておるものであります。そこで先ほど教科書を無償にする構想も、政府当局としては最初はいろ／＼考へた、こうおつしやつたのですが、その計算で配給するといふような構想だつたと承るのですが、それにはどのくらいの予算が考えられたか、それが小学校だけに狹められた場合に、どのくらいの中学校全体にわたつて、教科書を無償で配給するといふような構想だつたと計算で行きますと、四十八億七千二百四十七万八千余円といふようになります。これは小学校・中学校・盲学校・聾学校の義務制をしていいる部分について、全教科書についての無償給与の経費でございます。

○小林(信)委員 それからその構想を順次縮小された経緯と一緒に、その額を御説明願いたい。

○辻田政府委員 少しこまかくなり過ぎてははだ恐縮でございますが、そこまで三億一千五百二十八万六千余円とあります。

○小林(信)委員 とにかく今度の問題

は、新聞等におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

といふことになります。

○辻田政府委員 先ほどの前提のもとにおける計算におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

とあります。

○小林(信)委員 とにかく今度の問題

は、新聞等におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

といふことになります。

○辻田政府委員 とにかく今度の問題

は、新聞等におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

といふことになります。

○小林(信)委員 とにかく今度の問題

は、新聞等におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

といふことになります。

○辻田政府委員 とにかく今度の問題

は、新聞等におきましては、一年生全體で三億一千五百二十八万六千余円

といふことになります。

○小林(信)委員 とにかく今度の問題</

方策等についてお伺いしたと愚う  
のです。

○辻田政府委員 この奨励といふ意味は、強制しないということでありまし

て、強制するところ」とある場合によれば、法律で何でも規定できることがわかる。なぜなら、この場

あるからそれまでんか。しかしこの場合におきましては、強制するのではなくて、無償が実現するよう奨励する

ということになります。その獎勵のために政府は、第二条以下に書いてあります。

ますように、必要の額の二分の一は補助するということでありまして、強制しないという考え方であります。

○小林(信)委員 それは政府が地方財政に対してなされなければならぬ措置

を講じておらないで、地方財政に対し  
て、ある一つの意向を強制すると言わ  
なくても、実現すべきであるといふこと

とが言い得られないような措置をとつておるからである。この事柄から言つ

ならば、先ほどから憲法の問題をとら  
れているが、單にそれが理想であると  
か、ある、は言ふである。まゝう問題

があるいは意志であるとかいう問題でなくして、すでになきなければならぬ既定的なものであるという点からす

るならば、獎励というような言葉を使  
うことは、これは非常に問題だと思  
う。やがてこの獎勵は、言語の基に

やはりこの獎励という言葉の裏には、政府が地方財政に対しても、憲法の精神を生かすべく考慮しておらないと

いうことがあるからこそ、自分の責任をのがれるために使うという結果にな

る。今後、文教政策に限らず、地方行政に対してもこれは一つの大きな無責任な言葉になると思うのですが、この点

いかがですか。

費を要する問題でござります。また非常に経験を書いてあるようになりますので、憲法するということは望ましいのですが、しかしながら順を追つて行かざるを得ないという現在の国力でありますので、今日の段階といたしましては、これを奨励するというふうなことで、やむを得ないと想つておる次第であります。

○岡(延)委員長代理 ちよつと速記をためてください。

〔速記中止〕

○岡(延)委員長代理 速記を始めで。

○小林(信)委員 今お話を雑談の中、発行所の問題が出たのですが、これもやはりわれくは相当考えてやらなければならぬと思うのです。はたして現在の地方財政の実情では、発行所が金の回収のために困りはしないかと思うが、その点は御心配ございませんか。

○辻田政府委員 この点は、心配はあるわけでございますが、従来の制度によりますと、早期販売をやつておりますした関係上、たとえば二月ごろに出して、三月ごろに金が入つて来るということでありますと、その間に金融措置がつくわけですが、今回、ほかの点は別として、国語と算数につきましては、無償の理想の実現のために、市町村がこれの経費を負担するわけありますので、市町村といたしましては、どうしても四月以降でなければ支払うことができるません関係上、その間に時間的にギャップができるわけあります。それにつきましては、私たちも心配いたしまして、実は大蔵省 日銀、勧銀等に話しまして、日銀の方から、

特別のわくを勧銀の方に融資してもらいまして、その範囲内において、金融措置することにきました。ただ、個々の会社との関係は、信用状況とか、いろいろなことがありますので、いろいろな事情があると思いますが、一応のわくとしては、そういうふうに金融措置することに決定いたしました。

○小林(信)委員 そうすると、大体の建前からしますと、地方の負担額といふものは、いつごろ発行所へ入る予定

になつておりますか。

思います。なお地方自身といたましでは、半額を負担しなければならぬわけでありますので、これがあるいは外

部から借り入れるか、あるいは財政収入によつてこれを支払うか、あるいはまた繰越し金で支払うかといふような問

題もありますが、大体五月の初めごろには、一応支払うということになるのではないかと思います。それが中央の

発行所等に返つて来るのは、五月中には返つて来るのではないかといふ一応の見通しを立てております。

○小林(信)委員 今後この理想を実現して行くためには、そういう問題が、文部省としては一番重大な問題になつ

て来ると思うのです。ただいま、五月には大体回収できるというようなお話をなんですが、これが紙の問題に関連し

て参りまして、割当制度がなくなるということになれば、発行所は、當時紙を用意しなければならぬ。今まで

割当をもらひと、その割当で銀行から金を借りるといふことができたそうですが、そら「あ」ことひきな、状態に

追われて行つて、今度は、政府の方では、五月には回収できるというふうに言われるけれども、地方の実情からして、まだ初めての試みであるから、来年の三月までに回収できればいいのではないかといふところまで心配しておらうなんです。これは心配です。別にそうちなるとは、私も断言はしませんが、とにかくそうちなことは、こういう状況下においては相当に心配されることだと思うのです。それがひいては文部省のせつかくの意図も、来年度においては殘念ながら実施することができないという、そういう障害を、もしかんなところから受けとすれば、重大な問題です。そこでもう一つ心配することは、最近の地方平衡交付金の内容からして、教育財政の問題を、地方では非常に重大視しておるわけですね。たとえば、給与ベースの引上げなんかの問題についても、大蔵省で、平衡交付金の中には千円しか組んでおらぬ。ところが、地財委で計上したものには、すでに千百十七円になつておる。それに給与推定表の額を合せると、彼ら幾らになつて、これは地方財政ではまかない切れない状態にあるといふことが、片一方にあるわけです。そういう中で、教科書の財源というものがまた問題になつて来て、結局は、町村が出すのも父兄が出すのも同じだから、まあ父兄から出してくださいといふようになるのになつたら、これは重大な問題ですが、そういうふうなことは絶対にならないという確信を持つておいでになるのか、そして発行所等に対しても、そんな心配はさせないといふ確信を持つておられるのか。そこら辺をしつかりきめてからなければ、せつ

卷之三

かくのとれも、前には何十億出すといふような大きな宣伝をしておいて、結果一億四千万円になつてしまつて、非常に情ない状態になつたというようなものと、同じ結果を招来しはしないかと思うのです。そういう点に対しても、文部省としてはいろいろ検討されおると思うのですが、御見解を承りたいと思います。

○辻田政府委員 この教科書の半額を市町村が負担します場合に、PTAその他から寄付を受けて、それによつてまかなうなどということは、義務教育無償ということと自体に反するものでござりますので、さうなことの起らないよう、万全の措置をしておるわけでございます。たとえば、最近におきまして、この法律案としましては確定はいたしませんが、大体こういう法律案を提出する考え方であるということです。各県の庶務課長、あるいは教育委員会の関係者を集めまして、その場合に、ただいまお話をありましたようなことの起らないように、あらかじめ準備をしておくということについて、ずいぶんお詰合いはしてあるわけであります。従つて、そういうことの起らないことを、われくとしては期待しておる次第であります。

なお発行業者に対する関係は、先ほど申しましたように、政府としては日銀を通じ、勧銀に直接には詰合いをしておりますが、一定のわくの中で融資ツブをなくするようにして、その間に支障がないようにいたしたいと思つておる次第であります。

○小林信一委員 そこで紙の割当の問題は、教科書となるべく低廉にし、し

かも発行所が今後これに協力できつづけないようなどいふような、そういう態勢に置くためにも、割当の制度撤廃の問題が考えられて来るわけなんですね。それについてひとつ御見解を承りたいと思います。

○宮川説明員 ただいまの御質問に、お答えいたします。紙の割当制度が統じておりますことは、紙の確保の面におきましても、また価格の維持の面におきましても、われ／＼としては望ましいことである、かように考えまして、統制の解除問題が出て参りましたときにも、現在でもさようございまして、かかるだけ教科書の紙については統制を繼續いたしますように、関係各方面と折衝を続けておる次第でござります。ただ、いまのところでは、紙の全体の面から申しまして、現在統制を続けておりますものが、新聞用紙、教科書用紙、それから下級印刷の三十五、三十六、この面だけござりますために、統制の方になか／＼紙がまわつて来ないというようなあれがありまして、その面から、むしろ自由にした方が、紙の入手がよくなるのではないか、統制を続けるといふことがざいます。ですが、われ／＼としては、現在お見えのところではございませんが、できる相當困つておる状況でござりますから、統制を続けるといふことになれば、より以上困るのではないのか、こういうことが私どもの反対の理由であります。

○小林(信)委員 紙がないからといふの見解で、いうと、紙がない。ないから割当制を繼續して行きたい、こういう御見解ですか。

○宮川説明員 紙がないからといふの見解であります。現在のこと

ろ入手がなか／＼困難な状態にあるわけです。これは御存じの通り、輸出する方が非常に値段が高くて、その方にかけい流れます。従いまして輸出抑制としておりましても、また価格の維持の面におきましても、われ／＼としては望ましいことである、かのように考えまして、統制の解除問題が出て参りましたときにも、現在でもさようございまして、かかるだけ教科書の紙については統制を繼續いたしますように、関係各方面と折衝を続けておる次第でござります。ただ、いまのところでは、紙の全体の面から申しまして、現在統制を続けておりますものが、新聞用紙、教科書用紙、それから下級印刷の三十五、三十六、この面だけござりますために、統制の方になか／＼紙がまわつて来ないといふことが、相當強い意見でございますが、われ／＼としては、現在お見えのところではございませんが、できる相當困つておる状況でござりますから、統制を続けるといふことになれば、より以上困るのではないのか、こういうことが私どもの反対の理由であります。

○小林(信)委員 あなたのおつしやつておることと、参議院で通産大臣が説明したことと大分意図が違うようですね。今紙は余つておるから、かえつて統制をはずした方がいいと、いうような説明だつたと思いますが、政府自体においても、この問題をまち／＼に考えておるようなことになる。そのうちで視野の狭いところから、この紙ということを根拠にした教科書の問題を考えたけれども、せつかくここで予定を立てたこれだけのものすらも、本年度中途において挫折するようなことになります。今の御答弁では、私たち

非常に安心しかねるのです。次官も、前に何とかこれに対しても措置を講ずるといふふうにおつしやつたのです。最近これがや回復されたのですが、最近これがや回復されたのですが、最近これがや回復されたのですが、

またこう、いうような制度を実施する上からして、いろ／＼な点で延延するようですが、非常に延延しがちなんですね。最近これがや回復されたのですが、

これはやはり来年度の分は、もう三月から使つるものですから、三月中に取引を行われるわけですね。そうすると、昭和二十六年度の予算で昭和二十七年

度分を確保するという形にすることが、私は正しいと思うのですが、そういうことを考慮されたことがあります。お母さんやお父さんに買つてもらつたよければ、それがよくつた現

〔参考〕 第十回国会衆議院文部委員会議録第六号  
〔都合により別冊附録に掲載〕  
法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔中正誤〕

でこの本を手にとるようにしてもらえば、この法案の持つ公共性というものが、子供が真に理解してくれるのではなく、いかと思いません。やがて始めたがいろいろな支障があつて、これじややはり親が新しく入学する者に新しい本を買つてやるということは、何か親の子に対する義務、あるいは情を盡しているのではないかと思いません。やり始めたが、こうなつた以上、それ以上の利益、またこれに対する感情かもたらなければならぬ問題だとと思うのです。それを政府がこういう制度によって取上げると言つては失礼ですが、来年度はぜひともそういうふうに御考慮を願いたいと思います。大分まだ質問があるようですから、私の質問は終ります。

○辻田政府委員 本年三月から四月にかけての措置といたしましては、実は教科書自体は、最末端といいますか、非常に安価しかねるのです。次官も、前に何とかこれに対しても措置を講ずるといふふうにおつしやつたのです。この法律が

まだ届いていないわけであります。そのように手配しております。この法律がきまりましたら、すぐ手配ができるようにしておきます。それでその間に支障はないと思つております。

○岡(延)委員長代理 本法案に対する質疑は、これにて打切るに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○岡(延)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて明後十七日討論採決を行ひたいと存します。

それでは本日はこれで散会いたしま

昭和二十六年三月二十八日印刷

昭和二十六年三月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所